

会 議 録 目 次

平成 1 3 年第 1 回海田町議会 2 月定例会（第 3 日目）

平成 1 3 年 2 月 1 6 日（金）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	一 般 質 問	……………	4
日程第 2	第 17 号議案	海田町真田会館設置及び管理条例等の一部を改正する条例 の制定について……………	2 8
日程第 3	第 18 号議案	海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正す る条例の制定について……………	3 1
日程第 4	第 19 号議案	海田町精神障害者通院医療費支給条例の制定について…… 3 2	
日程第 5	第 20 号議案	海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について…	3 4
日程第 6	第 21 号議案	平成 1 3 年度海田町一般会計予算……………	3 5
日程第 7	第 22 号議案	平成 1 3 年度海田町公共下水道事業特別会計予算……………	3 5
日程第 8	第 23 号議案	平成 1 3 年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	3 5
日程第 9	第 24 号議案	平成 1 3 年度海田町老人保健特別会計予算……………	3 5
日程第 10	第 25 号議案	平成 1 3 年度海田町介護保険特別会計予算……………	3 5
日程第 11	第 26 号議案	平成 1 3 年度海田町水道事業会計予算……………	3 5
日程第 12	発議第 1 号	海田町議会政務調査費の交付に関する条例の制定について	5 6
日程第 13	発議第 2 号	マツダに中期計画の見直しを要請することを求める意見書 案……………	5 6
	（散 会）	……………	5 8

平成13年第1回海田町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 招 集 年 月 日 平成13年2月14日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 2月16日 (金) 9時00分宣告 (第3日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (20名)

1番	桑 原 克 之	2番	多 田 雄 一
3番	堀 間 禎 子	4番	西 山 勝 子
5番	百 本 忠 弘	6番	宮 坂 二 郎
7番	河 野 道 昭	8番	崎 本 広 美
9番	原 田 幸 治	10番	千 柄 義 昭
11番	前 田 勝 男	12番	住 吉 充
13番	山 岡 寛 次	14番	松 井 俊 海
15番	佐 中 十九 昭	16番	中 岡 長 一
17番	国 岡 光 明	18番	加 藤 公
19番	奥 村 邦 一	20番	田 中 千 代

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (20名)

1番	桑 原 克 之	2番	多 田 雄 一
3番	堀 間 禎 子	4番	西 山 勝 子
5番	百 本 忠 弘	6番	宮 坂 二 郎
7番	河 野 道 昭	8番	崎 本 広 美
9番	原 田 幸 治	10番	千 柄 義 昭
11番	前 田 勝 男	12番	住 吉 充
13番	山 岡 寛 次	14番	松 井 俊 海

15番 佐 中 十 九 昭
17番 国 岡 光 明
19番 奥 村 邦 一

16番 中 岡 長 一
18番 加 藤 公
20番 田 中 千 代

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	加 藤 天
助	役	石 原 憲 治
収 入	役	正 木 洋
企 画 部	長	中 野 潔
総 務 部	長	三 村 素 直
福 祉 保 健 部	長	富 田 征
建 設 部	長	池 の 本 和 弘
福 祉 保 健 部 参 事 兼 保 健 センター 所 長		因 幡 忠 志
企 画 課	長	木 原 晴 彦
財 政 課	長	内 田 和 彦
総 務 課	長	上 條 正 弘
地 域 振 興 課	長	奥 谷 正 則
住 民 課	長	上 村 直 樹
福 祉 課	長	因 幡 貞 男
高 齢 福 祉 課	長	青 木 基 秀
環 境 センター 所 長		西 本 徹 郎
監 理 課	長	木 原 正 博
建 設 課	長	久 保 伸 一
都 市 整 備 課	長	朝 倉 登 司 雄
教 育	長	李 木 義 夫
教 育 部	長	山 本 義 彦

教 育 部 参 事 兼	柳	原
海 田 東 公 民 館 長	徹	
学 校 教 育 課 長	河 原	毅
社 会 教 育 課 長	佐 々 木	正 子
上 下 水 道 部 長	佐 藤	隆
庶 務 課 長	新 浜	憲 治
下 水 道 課 長	槇 根	君 夫
水 道 課 長	畠 山	隆

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のために議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 島 文 男
主 査	梶 原 正 勝
主 任	伊 藤 仁 士
主 任	辻 千 奈 美

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程（第 3 号）

- 日程第 1 一 般 質 問
- 日程第 2 第17号議案 海田町真田会館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 第18号議案 海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 第19号議案 海田町精神障害者通院医療費支給条例の制定について
- 日程第 5 第20号議案 海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 第21号議案 平成 1 3 年度海田町一般会計予算
- 日程第 7 第22号議案 平成 1 3 年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 8 第23号議案 平成 1 3 年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 9 第24号議案 平成 1 3 年度海田町老人保健特別会計予算
- 日程第10 第25号議案 平成 1 3 年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第11 第26号議案 平成 1 3 年度海田町水道事業会計予算
- 日程第12 発議第 1 号 海田町議会政務調査費の交付に関する条例の制定について
- 日程第13 発議第 2 号 マツダに中期計画の見直しを要請することを求める意見書案

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（田中）皆さん、おはようございます。本日はご苦労さまでございます。

昨日に引き続き本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は19名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第13に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（田中）日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。15番、佐中さん。

○15番（佐中）15番、佐中です。マツダの合理化問題についてお尋ねをいたします。

1,800人の希望退職の募集、宇品第2工場の閉鎖、欧州への生産移転と関連子会社
の大幅削減、2004年までに15%コスト削減を柱としたマツダのリストラ合理化計
画の問題でお尋ねをいたします。民間企業に口出しするということは、地方自治体の本
来とるべき姿ではないとしても、広島県は広島市と広島商工会議所との合同で、「自動
車関連産業活性化対策推進協議会」を設置し、マツダ関連企業の実態調査を設置し、調
査に乗り出しております。特に、影響の大きい二次、三次下請の実態調査を重視してお
ります。1月18日、日本共産党国会議員など10名近くマツダ本社へ下請業者、広島
県や府中町などに調査団として入りました。マツダは一次下請の説明をしておりますけ
れども、二次下請は一次下請に任せるという実態などで、あまりにも冷たい態度であっ
たわけあります。府中町は昨年12月、和多利町長はマツダ・マークフィールド社長あ
てに要望書を提出しております。府中町長は「地域の声、関連企業の声聞いて、地元
としてほうっておけない」と言ってマツダへ要望書を出しております。今後の対応でも、
地元の声を積極的にマツダにお伝えしたいと述べ、地域経済への影響の大きさを認識を
されておりました。海田町においても、マツダ関連企業が多くあり、マツダの中期計画
が実施されると影響は大きく、町としても、一企業のすることだからとして傍観するこ
とは許されません。それはこの計画が、そのとおり実施されますと、町の経済と雇用に
多大な影響をもたらすことは明白であります。そこで具体的にお尋ねをいたしますけれ
ども、町はマツダに対して中期計画の見直しをするよう要請するお考えはありませんか、
お尋ねをいたします。2つ目には、関連企業の仕事と雇用を守るため、商工会の工業部

会等や関連事業所の話や要望を聞き、その実現のために努力するお考えはありませんか、お尋ねをいたします。

続いて、東広バイパスについてお尋ねをいたします。東広バイパスは現在、建設工事は進行中ですが、工事中の安全対策や騒音対策・振動対策はもちろんのこと、工事終了後の開通した後での民家への排気ガス汚染対策や騒音対策・振動対策はどのように対応されておられようとしているのか、お尋ねをいたします。

3つ目には、障害者問題についてお尋ねをいたします。障害者対策でこれまで数回にわたって質問を繰り返してきました。これまで基本計画など作成をされ、明らかになりましたし、この近隣市町の行政の格差やその是正、また一定の改善や制度の見直しなど努力をされております。しかし、私がこれまで問いただして感じているのは、どうしても障害者の実態が把握されていないと思えてなりません。基礎数値が把握されていないと、行政として障害者プラン等のその対応が消極的になり、行き当たりばったりの当面のことしかできないこととなるように考えます。町内のそれぞれの障害者の状況は基本計画に示されているとおりで、手帳所持者でわかりますけれども、それ以外の知的・精神的障害者の把握はどのようにされておりますか。また、特に精神障害者は近代社会の急激な変化により、病状も急激に変わってきたり、保護者が高齢者であったりした場合、これから先どうなるだろうかと将来が不安で、さらに心身ともに負担となり、個人ではどうしようもないという実態もあります。病状と家族の実態など正確に把握をし、その対応が急がれますが、どのように考えですか、お尋ねをいたします。

さて最後に、30人学級についてお尋ねをいたします。子供たちは地域社会の宝であり、未来への希望です。すべての子供たちが健やかに成長し、人間らしく育まれることは、広く町民の願いです。父母も、地域も、教職員も、行政もそれぞれの立場から、一人一人の子どもが人間として大切にされる学校と教育の実現を目指し、日々懸命な努力を続けています。にもかかわらず、子供たちとその学びの場である学校や教育をめぐって、厳しい状況が続いております。町内のすべての子供たちに目が届き、発達段階に応じた教育を行うためには、学級規模や学級編成の一層の改善が行われることは最低限の教育条件の整備として不可欠であります。どの子にも大切にされ、学校と教育が切実な世論となっている今日、30人学級の早期実現の課題は一刻の猶予も許されません。町内のすべての子供たちに、心の通う学校と教育が保障される教育条件を整えるためにぜひ、実現をされることを願っていただきますが、どのようにお考えですか、お尋ねをいたしま

す。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）皆さん、おはようございます。先日に引き続き、大変ご苦勞をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。佐中議員ご質問の１点目、２点目、３点目につきましては私から、４点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

第１点目でございます、マツダの合理化問題について答弁申し上げます。

ご指摘のとおり、昨年１１月マツダは１,８００人の希望退職者の募集や、宇品第２工場の閉鎖を公表しましたが、地域経済に与える影響の大きさを危惧いたしております。しかしながら、マツダ労働組合もこの合理化計画を受け入れ、現在のところ、この計画が、既に進行していることでもございますので、今後の状況を見ながら、対応させていただきたいと思っております。マツダ合理化の第２点目のご質問でございますが、現在のところ、格段の要望事項等は聞いておりませんが、今後具体的な要望事項が出ましたら、商工会、あるいは商工会工業部等と連携をして、できるだけ協力をしてまいりたいと、このように考えております。

２点目の東広バイパスについてでございますが、東広バイパスの工事中の安全対策について、広島国道工事事務所では、交通整理員の適正な配置、迂回路の確保及び工事看板の設置など、安全には万全を期して、工事を進めておられます。また、騒音、振動などの環境対策につきましては、できるだけ低騒音、低振動などの工法、機械により対応していき、散水等も十分に行い、周辺の皆様に極力ご迷惑をかけないよう努力されております。さらに現在事業中の国信、曾田、寺迫及び浜角地区の住民の方々には、工事説明会を開催した上で、工事に着手しておられますが、今後も、工事着手前にはこのような対策等も含め、説明会を行い、皆様の意見を十分に踏まえて、工事を行ってまいりたいとのことでございます。次に、供用後の環境問題への対応につきましては、本事業は、事前に環境に及ぼす影響を評価し、適切な対応を講ずることとしておられます。仮に供用後、予測し得なかった著しい影響の発生が見られる場合は、必要に応じて環境に及ぼす影響について、調査を実施し、必要な対策を講じることにより、環境基準を満足するよう、努めることとされております。

続きまして、障害者問題についてお答えいたします。知的及び精神障害の方の把握は、どのようにしているのかとのご質問ですが、知的障害者につきましては、県知事の権限となっている療育手帳の交付が、市町村を経由する進達事務となっており、その事務の

流れによって、町でも手帳保持者を把握し、県の施策とともに各種施策を実施しているところでございます。また、ご指摘の精神障害者につきましては、精神障害者保健福祉手帳交付事務が、市町村を経由せず、直接保健所への申請交付とされているため、町において、そのつぶさな状況を把握し切れないのが実状でございます。町内の精神障害者の現状について、個々の事例を除き、県が開示可能なものについては、海田町障害者基本計画で明示したところでございます。しかし、平成14年度から精神障害者に対する施策の一部が、市町村に委譲されることから、精神障害者福祉施策の展開が、今後の重要な課題となっております。このような状況の中で、精神障害者の対応をどのようにしていくかということについては、それぞれの市町村で苦慮しながらも、今後につなげていく活動が必要だと判断しております。平成12年度には障害者本人や家族の精神的負担、不安を軽減すると同時に、町民の理解と協力を得るため、「社会復帰訓練へのボランティアの支援」、「地域での保健婦の連携と見守り活動」、「住民への正しい知識の普及と偏見の除去」などを柱として、「精神保健ボランティア講座」を4回にわたり実施するとともに、平成13年度からは、新たに「精神障害者通院医療費支給制度」を創設し、社会復帰の促進を促してまいりたいと考えております。このような施策を地道に展開し、各種の相談活動や訪問活動などを通じて実情の把握を容易にすると同時に、相談しやすい体制をつくり上げてまいりたいと、このように考えております。

○議長（田中）教育長。

○教育長（李木）30人学級の問題につきまして答弁いたします。

昨年の5月、国の「教職員配置のあり方等に関する調査研究協力者会議」が示しました、学級編成と教職員配置に関する基本的な考え方といたしまして、児童・生徒の基礎学力の向上を図り、学校でのきめ細かい指導を実現するため、少人数学級による学習を行うことであるとか、多くの教職員が児童・生徒にかかわることにより、さまざまな観点からきめ細かい指導・評価等を行うことなど、一人一人の児童・生徒を大切にしたい教育指導ができるような環境づくりが大切であると、こういうふうにされておるところでございます。こうした趣旨を踏まえまして、国におきましては、教育改革のアクションプランを策定いたしまして、法令上の整備や、予算の充実等が検討されているところでございます。

また、県におきましても、国の動向を見ながら、具体的な少人数化プランを検討しておられます。本町におきます、30人学級の実現につきましては、現状では制度上、困

難な問題でございますが、実質的に一人一人の児童・生徒に教員の目が行き届くように、例えば現在行われております、複数の教員が協力して行います指導、いわゆる、ティーム・ティーチングでございますが、これを拡充することでありますとか、中学校では、選択教科の履修におきまして、社会人あるいはボランティアの方々の力を積極的に活用しますこととか、小人数指導を取り入れているところでございます。今後、本町教育委員会といたしましても国、県の動向を見ながら、子供たちの基礎学力の向上と、きめ細かな指導のため、より効果的な学習形態、指導方法の工夫・改善、さらに非常勤講師や地域人材の活用など、学校の具体的な取り組みを支援する観点に立って、小人数指導等を進めてまいりたい、こういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（田中）佐中さん。

○15番（佐中）再質問いたしますけれども、私は町長が、こんな危機意識のない今の状況を、マツダの問題をこのようにとらえているとは思わなかったです。実際、今やっておられるのは、マツダはもうひどいことなんです。1,800人を対象に、全体の労働者を希望退職の名のもとに、退職強要が実際行われているんです。マツダの労働組合が受け入れたからと言って、私はそれを、傍観しているならば、最後は、きのうの質問にもあったように、海田湾の周りをめぐる臨海工業で、工場がいろいろな形で閉鎖をしたり、縮小したりしている中で、海田町のマツダに関連する企業が、8割から9割あるのに、これが放置される、今のような考えでしたら、この3、4年の間に、大変な状況になってくると思うんです。私はこんな答弁を、まさかもらうとは思いませんでした。

お隣の府中町は、本社があるとはいえ、海田町よりは、どの程度被害があるかよくわかりませんが、実際府中町に続く、あるいはそれを上回る被害が、私は想定すると思うんです。しかも、フォード流のそういうマツダの経営方針で、一次下請は厳しい単価の切り下げ、これをも狭まっておるんです。二次、三次になると、仕事をすればするほど赤字になるような状況で、それでも仕事をせざるを得ない、という状況があるんです。しかし、そういう実態を町長が知っておるか、知らないか、わかりませんが、今のこの答弁では、全く知らないような状況にあるわけです。

今後、長としてやはり、民間企業が生きていくためには、いろいろな競争もあるし、そういうこともあることは、予想ができるわけですが、しかし、一自治体の責任者が実際、その町内における大きなそういう影響を与えることについて、今後の状況を見ながら対応するという答弁は、私はあまりに無責任だと思うんです。これまでも、

広島県や広島市、また、我々海田に関係して、マツダに対して、埋め立てを許可する場合は、公費を使って埋め立てておるし、橋をつくる場合にも、公費を投じてやっておるわけですよ。私はマツダに社会的責任があると思うんです。それを町長は無視して、今後の対応を見定めて、それに応じて対応するという答弁、まさに消極的な、しかも、町民にこれだけ影響を与える、あるいは労働者も、非常に泣かされてきておるわけです。実際見たら、労働者なんかは、3つの対応で進めておるんです。いろいろ面接の中で、退職は強要しないと言いながらも、実際はあんたに行く仕事はないと、あしたから来なくてもいいような言い方をずっとされて、毎日のように、個々面接をやっておるわけです。ですから1番には、残留者とか、2つ目には本人の選択、3つ目には退職候補に分けて、マツダがそれぞれやって、1,800人をやろうとしておるわけです。それをマツダがやったら、必ず、中小零細企業には、影響は必ずあることは間違いないわけですから、そこを食いとめる、あるいは町長の政治姿勢として、それを町内外にアピールする、この姿勢が全く欠けておること自体、危機感がない。だから、きのうのああいふ財政の問題なんかでも、欠落しておるのが施政方針の中で、はっきりあらわれておると思うんです。この点についてどう思うのか、お尋ねをいたします。

それから東広バイパス、特に今、工事をされておる寺迫の付近、ここはランプ橋になるわけですが、その付近の、完成後の自動車の排気ガス、あるいは騒音、大正交差点が、西日本一の汚染地域と言われた時代がありましたけれども、寺迫付近もそういうのが、大正交差点から範囲が広がって、海田町全体が大正交差点の前、いろいろあったけれども、公害ですね、そういうのに範囲が広がって、できるんじゃないかというように思うんですけれども、その辺の騒音や、あるいは大気汚染の対策、これは、どのように、今から建設省及び国土庁ですか、対応されていくのか。環境アセスメントで、その基準に依拠しておるから、それでいいんだ、というのではなくて、環境をやはり整備していく、一番の指針というのは、松枯れの問題だと思うんです。松枯れが多いところは、やっぱり大気が汚染をされている証拠なんです。ですから、海田町は松枯れが多かったわけですが、さらに、それを上回るような状況が、今後出てくるんじゃないかと思うんですが、その対応についてどのようにされますか、お尋ねいたします。

それから3つ目には、障害者の問題で、確かに言われているとおり、いろいろ問題があるわけです。精神障害者・知的障害者の方は、進行の度合を保護者が隠されたり、あるいは介護者が隠される傾向があるんで、実態がよくつかめないかもわかりませんが、

しかし、行政側としてやる場合は、いろいろな基礎数値が私は大切だと思うんです。この基礎数値をいかに握るかが、今後の障害者対策につながるかというように思うんです。特に私は先ほど、一般質問の中で述べましたが、家族と跡を継ぐ障害者がおられて、今後、跡を継ぐのに、保護者の方が非常に将来を心配され、その後の問題について、行政側の冷たい施策が、今ずっとあるわけです。で、不安だと。この解決をしない限りは、いつまでたっても、こういう問題が解決されないと思うんです。もちろん、施設も必要でもありますし、いろいろなカウンセラーも、必要でありますし。しかし、人間が生きていく限りは、どうしても一人一人が支えあっていく、そういう行政が必要なんです。特にそこが、今まで手を入れてなかったところに、大きな問題があると思うんです。この問題をどのように解決されるのか、お尋ねいたします。

それから、30人学級、大ざっぱなことを言われました。しかし、海田の状況の中で、例えば、一番子どもに目を配らなければならない低学年の状況を見ると、やはり40人学級で、ほぼそれに近い学級編成をされておるわけです。せめて私は、30人学級を全部せいというのではなくて、低学年の3年生ぐらいまでは、やる必要があると思うんです。そうでなかったら、学校の先生方は、いろいろ苦勞されて、努力されても目が届きにくい。また子ども同士が、それによって、届きにくいから、いろいろなことで、疎外をされるという状況が、教育条件の中で生まれてくると思うんです。それらが、今日の非行に直接つながるとは言いませんけれども、そういうようなのも一部はあるというように思うんです。それについてどう思われておるのか、お尋ねをいたします。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）マツダ関連についてのことでございますけれども、繰り返し申し上げるようでございます。この合理化計画はマツダの労使合意のもとで、現在進行しているものでございまして、直ちにこれを見直すよう要望することについては慎重を期したいと、このように考えております。また、佐中議員さんのご指摘のように、広島県におきましては、既に関連企業の調査を開始しておられるようでございますので、その結果、あるいは中途でも、情報を収集しながら、町として何ができるか、その対応を考えてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（田中）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）まず、東広島バイパスの関係の、大気質の方からご答弁申し上げます。

大気質の中には一酸化炭素と、二酸化窒素の汚染関係が考慮されるわけですが、けれども現在のバックグラウンド濃度に比べまして、供用後の交通によります濃度が、例えば浜角地区では、0.032ふえると予測されております。環境基準の中では、10ppm以下であるということで、すべて、現在予測されているものは、かなり低い数値となっております。それから二酸化窒素につきましても、バックグラウンド濃度が、現在0.021ppm。それに対しまして、自動車交通の供用に伴って発生するものが、0.004ppmというふうに考えられておりまして、大気への部分、さほどの影響はないというふうに考えております。

次に騒音ですが、騒音につきましては、海田町内では、浜角地区と国信二丁目地内で調査が行われていまして、国信二丁目地内におきましては、環境基準を上回る結果が出ております。そのため、消音壁を高さ2メートル程度のものが、必要というふうに考えておられます。なお、突発的に、これ以上のものが出る場合には、緩衝緑地等、その措置がとられることとなっています。また松枯れのことも、ご心配いただいておりますけれども、松枯れ等につきましても、特に海田町の関係につきましては、トンネル部がほとんどでございますので、あまり山際の松への影響はないものというふうに考えておられます。以上です。

○議長（田中）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）それでは、障害者にかかわる再質問にご答弁を申し上げます。

知的障害者につきましては、これはご承知のとおり、先ほど答弁ございましたように、町を經由して療育手帳を交付するということで、ほぼ状態を把握できている状況でございます。精神障害者につきましては、県が直接窓口になって、手帳を交付してきた。それから、各施策についても、ほとんど進達事務でなしに、保健所の方で扱ってきたという状況で、非常に、佐中議員ご指摘のように、市町村でその実態が把握できていないし、その対応も非常に貧しかったという面は確かにあろうと思います。特に障害者基本法の中で、3つの身体・知的・精神の障害者の中で、一般に言われますのは、精神障害者の施策が、非常におくれてきているということがあろうかと思います。

そういう面で、平成14年度から新たに一部の事務が、市町村に直接窓口対応としておろされてまいります。これまでの経過の中で、精神障害者に対する福祉施策の対応のあり方、相談のあり方等についても、非常にその対応を、いかにすべきかということについて、なかなか専門的に、まだ要請をできていない面がある。それぞれの市町村が抱

えた悩みがあろうと思います。そういう面で、まずは先ほど申し上げたような、12年度のそういう講座の開設をする。あと2回、開設を残しておりますけれども、そういう準備体制に入っていくということと、いま1つは今議会にかけております通院医療費の自己負担分についても、何とか町で、あとの5%を見ていこうということを、施策として掲げたわけであります。これからは、県の通院医療費の進達事務が、直接窓口が市町村になります。ですから、この進達事務、それから精神保健福祉手帳の進達、これも、市町村におろされるということになります。それと、在宅関連の一部のホームヘルプ、居宅生活支援事業としてのホームヘルプ活動も、市町村の事業としておろされてくる。

こういう中で、市町村が特に精神障害者に対してどう対応していくかということは、非常に重要であるとともに、我々の方も戸惑いもあるという状況であります。ただ、今、議員さんのおっしゃいましたように、日々、精神障害者等を抱えて家族の方はご苦労いただいているということは、やっぱり厳しく受けとめて、その気持ちをどう掘り起こして、市町村窓口で気軽に、やっぱり相談できてくる体制づくりというのを、手探りではありますけれども、これから地道につくり上げていかなければならない、こういうふうな現在の状況でございます。

○議長（田中）教育長。

○教育長（李木）30人学級の実現に向けて、とりわけ小学校低学年あたりの解消は何かできないものか、ということでございますが、現在ご指摘のように小学校低学年でいわば、40人近い状況というクラスは12年度実績で、東小、海田小、両校で5クラスほどございます。個々のそれぞれの学校におきましては、ご存じのように、ティーム・ティーチングを導入いたしまして、とりわけ低学年の、いわゆる算数という学力差のつきやすい、そういう教科については、そういう手法をとりながら、小集団学習ができるように配慮しながら、取り組んでいるところでございます。

町として、いわゆる町費の職員をというようなことで、解消をお考えかも知れませんが、今の現状では、障害児学級の介助員の問題、あるいは司書教諭の問題、あるいは栄養士の問題。県が措置できません、そういう範囲のものについて、町としては最大限努力をいたしておるところでございますが、現状では、いわゆる正職員に該当しますような教員を充てるということは、不可能な状況になっております。これにつきましては、全県的にいろいろ、そういう願いもございまして、町村教育長会、あるいは市を含めました教育長会としても、県の方へ、要望事項の中に、毎年挙げてきておることとござい

ますが、国の定数法の問題がございまして、なかなかそれに一步前へ進むことができないというのが現状でございます。いわば、弱者に対するいろいろな視点から、町としても支援はしてまいりたいと思いますが、現状では、その定数法が引っかかっておるということを、ご理解いただきたいと思います。学習環境の改善については、多方面から、我々としても取り組んでまいりたいと思います。

○議長（田中）佐中さん。

○15番（佐中）町長。マツダの問題は慎重を期して何にもしないというのが、今の町長の姿勢なんです。しかし、お隣の府中町、慎重を期して産業空洞化にならないように申し入れをするというのが、今までの、府中町の町長のとった態度なんです。将来の海田町を見たら、私は町長としてじっとしておられんと思う。今でも申し入れをする考えがあるのかないのか、今までの答弁ではないというけど、じゃあ今後、さらにそれを慎重を期すということは、もう期限が切られておるわけですよ、マツダの今のこういう問題。特に、早ければ早いほど、その効果が大であると思うんですが、慎重を期すんであったら、もっと早く対応して、マツダにその中期計画を中止するように、そうしなかったら、海田町も大きな影響を受ける。このことが、慎重を期す態度じゃないかと思うんですが、どうなんですか、お尋ねいたします。

それから、バイパスの騒音の問題ですけれども、私が一番聞きたいのは、今後できた後、騒音について、特に寺迫の方から、ずっとランプ橋で上がってくるわけですが、完成後に町内を分断するわけですね、今の道路から見れば。両側に大きな町が分かれていくわけですが、それに対する騒音対策、これは建設部かどうかよくわかりませんが、将来、高速道路のように、音を遮断する装置をつけて、そういう防音対策をするのか、それとも、コンクリートの壁で簡単にやってしまうのか。そこら辺の万全な体制はどうかというのが、一番最後に聞きたいわけなんです。もちろんそれまでも、安全の問題とか大気汚染の問題もいろいろありますけれども、最終的には、騒音問題が住民の生活に妨げにならないような、そういうことを、先立って対応していかなければならない。そういう心配があるから、質問をしておるわけです。これに対して、どのようにお考えですか、お尋ねいたします。

それから、障害者問題は、それで大体理解できますが、30人学級の問題、先生方もいろいろそういう問題が支障があるということで、せめて1年生、2年生の学級の中で、35人は最低の緊急を要するという要望の声が強いんですよ。ですから、町独自ででき

なかったら、教育長が全国、全県の教育長会議もありますし、そういう組織もあるわけですから、そこを通じて広島県に、全体のそうした制度を変えていく、こういう働きかけも必要ではないかと思うんです。もちろん、海田町でできるものであれば、それは当然やっていただきたいんですが、それが無理であれば、当面、35人学級の方で、しかも1年生、2年生が今、急を要しているような状況ですから、それに対する対応をどのようにお考えですか、再度お尋ねいたします。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）マツダ関連についてでございますけれども、やはり町長も既に、これまでに、そういう要望をするべきでなかったかと、こういうことが主眼であろうかと思えます。今になっておそいということであろうかと思えますけれども、ご承知のように、先ほど申し上げたように、これはマツダの会社、あるいは労組との合意のもとで現在、進行しておられるわけでございますので、これを今に見直すようにと要望することには、慎重を期したいと、こういうふうに思っておるわけでございます。また、今後につきましては、先ほど申し上げましたように、広島県、あるいは広島市、あるいは商工会等々が協議会をつくっておられるようで、この対応に審議をいたしておられるようでございます。このことについて、我々も十分、注意を払いながら、あるいは情報を得ながら、町でできることは、できるだけ早く対応してまいりたい。どのようなことができるのかは、いずれにしても、大きな問題でございますことは、十分承知いたしておりますけれども、町として、どれが、何ができるか、やはり大きな財源的な扶助とか、こういうようなことにつきますと、また、町にも限られたところもございますが、町としてできることはできるだけこのことに対応し、協力してまいりたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）寺迫・浜角地域におけます、特に騒音問題でございますけれども、供用後には国土交通省の方で調査されまして、まず、その状況を把握される。環境基準に満たなければ、当然そのためのものをやっていくわけですが、現在考えておられますのは、コンクリート擁壁で立ち上げられるということが、まずあります。それと、町として要望しておりますのは、特にゴミであるとか、缶々等、高い位置からになりますので、その投げ込みのフェンス等の設置についても要望しておりますけれども、今後の状況によって、さらに要求・要望していくこともあろうかと考えております。

○議長（田中）教育長。

○教育長（李木）再度のご答弁を申し上げます。

先ほども、申し上げましたように、市町村教育長会で、ありますとか、町村教育長会でありますとか、そういう組織をもって、県の方へ要望してきておるわけです。その成果と言えるかどうかわかりませんが、先般の藤田知事の発表にもありましたような、いわば、動きが見えてきたということでございます。これはまだ具体化しておりませんので、どういうふうな状況になるかわかりませんが、我々としては、そういう方向で常に要望してきたところでございます。なお、町内の状況でございますが、普通学級が小学校において、約60クラスばかりございますが、35名を超えております学級編成は、現状では10クラス前後でございまして、そのうちの5クラスが、今の1年生、2年生にあるということでございます。したがって、そこに手当てを厚くしておるんだという現状も、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（田中）2番、多田さん。

○2番（多田）2番、多田でございます。1点お尋ねをいたします。

現在、海田小学校の留守家庭児童会は、幸町の児童館にあります。子どもたちは、狭い道を車をよけながら通っています。近年、交通事故はもちろん、不審者の出没等の問題もあり、ことしの新入生を初め、低学年の保護者は大変不安に思われています。行かせたくないという方もいらっしゃると思います。他校のように、小学校の校内にあれば、もっと多くの保護者が安心して預けられると思われれます。校内の余裕教室や、海田小学校の校内にありますクラブハウス等を利用して、一時的に預かる施設をつくるべきだと思いますが、教育委員会のお考えをお尋ねします。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）多田議員のご質問につきましては、教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（田中）教育長。

○教育長（李木）留守家庭児童会に関するお尋ねにお答えいたします。

留守家庭児童会と申しますのは、保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校1年生から3年生に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設を利用して、適切な遊びとか生活の場を与え、健全な育成を図るために設置されておるものでございます。留守家庭児童会は、学校生活の延長ではなく、家庭生活に近い環境が望ましいと

考えております。学校や家に近い場所がよいと、こういうふうには思いますが、児童館と併設の現在の施設は整備も整っておりますし、異なる学年の友達と楽しく遊びもできると、そういう良好な環境にあるというふうにとらえておるところでございます。したがって、今後とも安全指導に配慮しながら、児童館を中心として、遊びや生活を通して、児童の健全な育成に努めてまいりたいと、こういうふうを考えておるところでございます。

○議長（田中）多田さん。

○2番（多田）確かに児童館の施設、それから指導員の方の指導とか、それは確かにいいんです。ただそれは、そういう面から言えばいいんですが、ただ保護者としては、海田小学校から、特に離れた窪町等の保護者にしましたら、海田小学校からなお遠くの、特に校区外の児童館に通わせるというのが非常に不安なんです。多分、現在、児童館に登録している人数にしても、海田小学校は、ちょっと少ないだろうと思うんです。海田小学校の留守家庭児童会というのは、他の小学校に比べて少ないだろうと思います。というのが、やっぱり保護者の人が非常に不安なんです。特に1年生、2年生、3年生までが通うわけですが、そのちっちゃい子どもたちがあの道を、よくご存じだと思うんですけど、あの狭い道を児童館まで行って、また夕方遅くにまたそれが帰ってくるということは、かなりの負担になると思います。私の近所にもいらっしゃったんですけど、もうあそこには通わせないで、かぎっ子ですよ。だから、家に帰って自分でかぎをあげて、家にいた方がいいんだという方もいらっしゃいます。

確かに、施設も非常にいいわけですから、教育長のおっしゃることもよくわかるんですが、ただ場所的にどうか。今の児童館というのは児童館としてあっていいんだろうと思います。確かに海田小学校だけでなく、南小の子どもたちも利用すればいいわけですから、児童館は児童館でいいんですが、留守家庭児童会は海田小学校の中に、ほかの小学校と同じように設けていただきたいというのが、私の要望、気持ちです。ほかの小学校、東小はちょっと前の児童館はすぐ近くなんですが、やっぱり海田小学校だけ、かなり離れたところにあるというのは、非常に不公平だという声もございます。それについて、いかがでしょうか。

○議長（田中）社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木）それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

海田留守家庭児童会の入所児童の数が少ないんじゃないかということで、確かに多少

は人数の差はございます。東が39、南が39、海田が31、西が35、こういう登録の数になっております。それから、学校の近くに適当な場所が確保できていないことが、一番大きな問題なんですけれども、海田小学校、これはどこの学校もそうなんですけれども、余裕教室というのは一時的余裕教室であって、これを私どもが、学校の中に留守家庭児童会として設置すると、学校のいろいろな事情によって、その部屋の移動をしなければならない状況がこれまでも、南とか、西においては起きてきております。

これから先、学校教育というのは非常に幅が広がってきまして、地域の人たちとの交流活動がどんどん開かれてくる、それから児童の体験学習の数が、非常にこれからふえてくる。そうしますと、学校の中の、今の一時的余裕教室というのは、こうした留守家庭児童会に開かれるという状況は、ますます厳しくなってくると思うんです。私どもはむしろ、南や西校区の子の留守家庭児童会が、学校からいつかの時点で他の施設へ移らなきゃいけない事情になってくるんじゃないかと、その方を先に心配しているんですけれども、そこらもあわせて、今後のこの留守家庭児童会の設置については、いろいろと問題を精査しながら、受けとめていきたいと思っております。

○議長（田中） 17番、国岡さん。

○17番（国岡） 17番、国岡でございます。質問の事項で上水道施設について、と書いておりますが、これは災害時の上水道施設についての質問でございます。

本町の上水道施設は、老朽化が進んでいると思います。旧海軍からの譲り受けを受けた施設が約半分くらいあります。その後、建築した施設も30年以上、40年近い施設が経過しております。毎年、いろいろな水道管の施設とかオネストライマーとか、いろいろ施設は改善はしておられますが、まだ老朽化は解決しておりません。各自治体は阪神大震災の教訓を生かして、施設の改良をしてくれておりますが、本町もやらなくてはならないと、言い続けております。震災が起きて6年が過ぎ、のど元過ぎれば熱さを忘れるということではございますが、何か忘れているのではございませんか。

本町の配水池は現在、3カ所あります。これを全部満水してあわせても、約6,000トン。約6時間の使用量であると聞いております。災害時に満水とは限りません。国の指導では、10時間の使用量が必要とされております点からも、最低あと1基、2、3,000トンの配水池を建設する必要があると思います。本町の水道料金は他の町村と比べて、高い方ではございません。少しくらいの値上げをしても、建設に取り組むべきではないかと考えております。参考に、この近郊町村の例を見ますと、熊野町らの約3

分の1ぐらいの料金でございます。熊野町、坂町と府中町とを比べても、海田町が一番安い水道料金でございます。少しくらい値上げをしても、こういう施設を建設すべきだと思いますが、考えはどうですか。建設のために調査費を組んだりする考えがありますか。建設の時期等を尋ねておりますが、調査費も組まない中で、建設する時期を尋ねる方がおかしいのでございますので、それは省略させますが、それについてお尋ねいたします。以上でございます。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）国岡議員ご質問の、配水池の増設についてご答弁申し上げます。

配水池につきましては、1日最大給水量の12時間分の水を確保するよう検討いたしております。建設のための調査につきましても、必要不可欠なものであり、今後実施してまいりたいと考えております。そのため現在、配水池の増設や、老朽化した施設の更新、安全対策について、水道施設整備基本計画を策定中でございます。この中で、各事業の優先順位、時期、資金計画についても検討いたしております。平成13年度中には建設時期を含め、決定したいと、このように考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（田中）国岡さん。

○17番（国岡）今の答えを聞きまして、やっぱり13年度中にはやる、ということを知りまして、安心しておるんでございますが、この施設は、平常は関心がないのでございますが、一たん災害が起きたときには、今申しましたように、地震でなく、風水害においても、地震なら、配水池も倒れるかも知れません。水道管も破裂するかも知れませんが、風水害にはある程度の配水池は確保できると思いますが、この配水池を早くやらなければならない。今、申しましたように、災害が起きるときに満水なら、ある程度の6時間は確保できますが、極端に言いますと、いよいよ水が、配水池がない場合に災害が起きたときには即、町民は困る。水が欠乏するという事態が起きます。これに対しても、やっぱりある程度の余裕を持った、配水池を確保しておかなければならないと思います。

今までをこう見ますと、議員は執行部に対して、一人一党でございますが、大変いい質問で、執行部を攻めていくんでございますが、何せ、力がございません。20分の1でございまして、みんなが1つになっていけば、皆さんと、執行部と対決できるのでございますが、一人一党でいいことを言っても、執行部の方は極端に言うと、聞き流して

もいい。いいたいことは言うが、われらは右から聞いて左へ逃げときゃ別にどうこうこうことはない、というようなこともございますので、もっと執行部も、議員を攻めるような、議員を攻めて、議員がそれはちょっとひどいぞと、あんまり値上げをするのは反対だとかいうような態度で議会を攻めていただきたいと、私はそう思うんですが、何せ、議員は一人一党で力が弱いのでございますので、言いたいことはいいんですが、なかなか実行は行われないのが現状でございますので、どうか、今町長が申されましたように、13年度にやるということを受けましたんで、安心しておるのでございますが、これからもひとつ、よそがやらんから、うちもやらんのじゃということじゃなしに、進んで行政をやっていたきたい。

よそのまねをしないように、進んで行政を引っ張っていく。ある程度の抵抗はあるかもわかりませんが、抵抗があるような行政でないと、いい行政はできないと思いますんで、どうか今後も、これは私の、最後の質問になるかもわかりませんが、どうか右から左に流さないように、よろしく願いして、私の質問を終わります。

○議長（田中）発言をされましたけど、今のは質問ではなく、要望でございますね。

○17番（国岡）要望です。

○議長（田中）暫時休憩をいたします。10時15分再開です。

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 休憩

午前10時16分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）それでは、休憩前に引き続きまして、本会議を再開いたします。19番、奥村さん。

○19番（奥村）19番、奥村です。特養ホームの増設と温水プールの建設について、お尋ねをいたします。

日本共産党は昨年の暮れから、町政アンケートの実施をいたしましたわけでありまして。最も要求が多かったものの1つに、特別養護老人ホームの増設が、一番多かったわけでありまして。昨年からは介護保険制度が始まり、老人を家で見るのが基本のようになった今日、そこで、婦人の方にしわ寄せが来ておるのではないのでしょうか。海田町では、エバグリーンを建てたばかりであります、多くの老人の方で、他の市町村に出ておられる方もあると思われまして。老人の方は、生まれ育った海田町で生涯を終えたいという考

えを持っておられます。町長は、この海田町に最も貢献された方々のためにも、特別養護老人ホームの増設をし、町民が海田に住んでよかった、長生きできてよかったと心から喜ばれる、そういう町政にされる気はありませんか、お伺いをいたします。

また、町民の健康づくりには、温水プールは欠かすことができません。前にも質問をいたしておりますが、安芸中野の温水プールは、他町の者でも65歳以上の年齢を証明できるものがあれば、無料で使用ができます。このような施設を海田町にも建設する気はありませんか、お尋ねをいたします。

次に、介護保険料と利用料の減免について、お尋ねをいたします。介護保険料と利用料には減免制度がありません。国保税並みの税の引き下げをされる気はありませんか、お伺いをいたします。

次に、乳幼児医療費を就学前まで無料にする気はありませんか。町政アンケートで29歳の女性の方から、夫が単身赴任中で、この町で幼い子どもを抱えて暮らされておられる方が、これからどうしたらいいのか、生きていけるのか、子どもを育てられるのか、こういう痛切な声が寄せられたわけであります。少子高齢化時代、死亡率の一番高い乳児、これからは子どもさんは宝であります。乳幼児医療費をせめて、就学前まで無料にできないものでしょうか。お伺いするものであります。

次に、駅前の自転車置き場を無料にしてはどうか、という提案であります。私は今までも自転車置き場の問題を取り上げてきましたが、再度お尋ねをいたします。隣の安芸中野駅では屋根つきで無料。矢野でも無料です。自転車自治会はよくやっておられます。このことは認めます。が、町の玄関口、駅前は町の顔でもあります。駅周辺の整備は、自転車の、自治体の責任でやると。その後、どのように取り組んでこられましたか、お伺いをするものであります。以上であります。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）奥村議員ご質問の1点目の前段と、2点目、3点目、4点目につきましては、私から。1点目の後段につきましては、教育委員会から答弁をいたします。

まず、特別養護老人ホームの増設についての、ご質問にお答えをいたします。現在、施設への入所待ちをしている方々の大半は、施設のデイサービスや、ショートステイを利用し、また老人保健施設に入所しておられます。また、介護度が低いにもかかわらず、入所待ちをされている方は、元気なうちは在宅サービスを利用し続けたいが、将来、入所の必要が生じたときには、直ちに入所ができるよう、準備をしておきたいという心情

があるようでございます。このような入所待ちの方々の現状でございますので、ほぼ充足しているものと考えております。したがって、本町といたしましては、エバーグリーンに対しまして、施設増設についての要望は、現時点では考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目の介護保険料と利用料の減免についてのご質問にお答えいたします。ご提案の介護保険料とサービス利用料の引き下げでございますが、実施することになりますと、その経費はすべて第1号被保険者の保険料に転嫁することになり、負担の公平性から見地からも適切でないと考えております。あくまでも、現行制度の中で所得の低い方々に対して、過重な負担にならないように配慮した制度運営を行っていくことが重要であると考えております。なお、介護保険条例で、災害などの事情で保険料の納付が困難な方に対しては、減免規定を設けておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

3点目の、乳児医療費を就学前まで無料にできないかのご質問でございますが、既にご答弁申し上げておりますとおり、県の動向を踏まえまして、対応してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、駅前自転車置き場の無料化についてでございますが、ご指摘のJR安芸中野駅は、JR用地であり、無料ですが、矢野駅については、広島市で整備されており、利用料は1日1回、100円徴収されているようでございます。さて、ご質問の海田市駅周辺の自転車対策に関することですが、これまでの経過を踏まえ、JR用地の地代問題、道路の使用問題について、海田市駅利用者自治会と協議を進めているところでございます。また、近い将来において、海田市駅周辺は大規模事業を実施することになり、従来のように、自転車等を置くことができなくなることが想定されるため、海田市駅周辺の自転車対策はどうあるべきか、町営駐輪場設置における諸問題は何か等を研究しているところでございます。しかし、町営駐輪場を設置した場合でも、その整備及び維持管理のための経費につきましては、その利用者から応分の負担をしていただくこととなっております。1点目の後段につきましては、教育委員会から答弁をいたします。

○議長（田中）教育長。

○教育長（李木）温水プールの建設につきましてお答えいたします。

このたびの、第3次海田町総合基本計画におきまして、生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の振興のための具体的施策の中に、広域的な施設整備の状況や住民のニーズ等を踏まえながら、温水プールを備えたスポーツセンターの整備に努めることを

掲げておりますので、幅広く調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（田中）奥村さん。

○19番（奥村）特養ホームの増設であります、町長さん、きのうからも、前任の質問者は21名が不足しておるといふ答弁を聞いておりますけれども、特別養護老人ホームの入居者は、ほぼ充足しておるといふことで、今、町長の答弁ですが、町長さんはきのうから、窪地の170億ぐらいの大きな工事を、ずんずんやるというようなことに傾いておるようですが、私は170億出してくれ、こういう質問はしておりません。この21名の方々、言ってみれば、今日の海田町をここまでしてこられた、そういう海田町の発展に貢献をされたお年寄りの方々を温かく、質問でも言いましたけれども、本当に、この海田町に住んでよかったと、長生きをしてよかったと言えるような、こういう人こそ、目をかけてあげるべきであるというふうを考えて、質問をさせていただいたわけです。何としてもこれが、私どもが聞いた範囲でも、今まで、土地を寄附をするから、海田町に特別養護老人ホームを建ててほしいということの中で、あそこへ建てられました、それまでも、こういう質問をしたら、あそこはまだ、前死んで亡くなられた主人の名義になっておるけ、名義はそうでないとか、あるいは1カ所にまとまっておらんとか、道がないから、とかいうことの中で、なかなか建ててもらえなかった。このたびも、春日神社の下手に土地があるけ、これは寄附をしますという方までおられますので、また後ほど町長に、その土地について提案をいたしますけれども、町内にお年寄りの方々は、何としても住みたいと、このように思っておられる方が多いわけですから、ひとつ今後の町政の中で、頭においてもらいたい。私は何十億も、170億も出してくださいとお願いしておりません。せめて、一軒、家を建つにしても、1億も要らんと思います。そういうことの中で、海田町から他の町に住んでおられる方々も、戻りたいという希望もあるでしょう。で、今、特別養護老人ホームについてお願いをしたわけですが。

それと、プールの問題ですが、今の町営プールは、非常に臭いということの中で、人氣が悪いわけです。中野に行けば、帽子と海水パンツを持って行けば、広島市だろうが、海田町だろうが、65歳以上の年齢を確認できるものがあれば、ずっと気持ちよく運動させてくれます。皆さん方は、朝も瀬野川の土手を散歩したり、いろいろ運動をしておられますけれども、プールで健康管理をすることが大変望ましい、このように思うわけです。何としてもプールの建設をしてほしい、このように思います。

それから自転車自治会ですが、自転車自治会は、今、宗平会長が総会にも諮らず、自

分が、勝手に50円であった自転車を100円にし、100円の単車を200円にしたわけです。規約の改正というものは、総会に諮ってやる言うて、ちゃんと自分がうとうておりながら、そのことを守らんで、今の自転車が100円、単車が200円、取っておるわけですが、町が町民の税金で購入した土地で、大もうけをしておるということに対して、町民からの切実な要求もあるわけです。何としても、あそこに行って、現状を見ていただければわかりますけれども、あそこから、窪町の公園におりるおり口に、10台ぐらいの自転車を置いております。投げておるというのが、適切かと思えますけれども、100円取られるということの中で、あえてあそこまで乗っておりて、わずかな5メートルほどの下に置いております。中野では今の質問でも言いましたけれども、屋根つきで幾ら要るんですかと言ったら、金は要りませんよ、置いておいてくださいと。番をする人がちゃんとおられます。屋根つきでただです。海田は雨ざらしで100円、自転車に要るわけです。どっちが親切な行政かというように、町民の皆さん方から質問もあるわけですが、何としても自転車は海田町の玄関口である駅の自転車の整理は、町の責任においてできないものでしょうか、お伺いをいたします。今から駅の高架が進むまで待てということかどうか、よくわかりませんが、私たちはそのときには生きておらんと思います。やはり今、82万円の土地代を出すとか、この予算で考えておられるようですけれども、5,000万からのお金をためておるような自治会ですから、何としても、町民に還元する意味でも無料で預かると。責任持たんわけですからね、100円取っても、単車200円取っても、なくなっても一切の責任はとりませんから、こんな無責任な預かり方というのはないわけです。何としても町の責任において預かることはできないんですか、お考えをお聞かせください。

○議長（田中）それでは、最初の特養と温水プールは要望になりましたね。自転車自治会の方に。監理課長。

○監理課長（木原）それでは、自転車駐輪場につきまして、ご答弁させていただきます。

町長が答弁でも述べましたように、当然、放置自転車の整理等につきましては町の責務であると、これは重々認識しております。今後につきましては、現在、海田市駅周辺の自転車対策をどうするか、あるいは、将来、町として、駐輪場を経営していくことにもなろうかと思えますけれども、そうなった場合に、問題はどこにあるのかということで、現在、研究を進めております。当然、海田市駅の前駐輪施設等におきましては、将来計画としては、町で施設を設置し、運営をしていくというのが、これが最終的な結

論になろうというふうに思っております。

○議長（田中） 14番、松井さん。

○14番（松井） 14番、松井です。JR立体交差に関しての庁舎の問題でございますが、中岡議員に対してお答えがありましたが、もう一度私からも質問をさせていただきます。

JRの立体交差事業は、広島市東部の拠点として、交通ターミナル機能の強化、鉄道の輸送力の強化、さらに、鉄道により分断されている町の一体化のためには、早急に推進する必要があります。この事業に伴う庁舎移転でございますが、中岡さんには合同庁舎のところに、ということでございますが、そこはやはり、まだ県のものでございます。海田町が自由になるとは考えておりません。第1、第2と、いい案が必要になるかと思えますから、町長はどのように考えておられますか、お聞きいたします。以上です。

○議長（田中） 町長。

○町長（加藤） 松井議員ご質問の、役場庁舎問題についてのご答弁を申し上げます。

今までにも、ご答弁申し上げておりますように、役場敷地の3分の1程度が連続立体交差事業の仮線用地。仮線撤去後は関連街路用地としてかかるため、現在地での建てかえは困難であり、他の場所に移転して建てかえることになると思われませんが、移転先につきましては、既にお答え申し上げておりますとおり、県の合同庁舎が有力な候補地であると考えております。県に対してお話をお伺いをいたしておるところでございます。また、移転の時期でございますが、連続立体交差事業のスケジュールがまだ不明確なこともあり、移転の時期については、現段階では明確なお答えができませんので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（田中） 松井さん。

○14番（松井） 合同庁舎が第1案のようですが、やはり合同庁舎は県の建物であるし、そうたやすく海田町の方に、ということはないと思います。やはり、海田町の庁舎ということになりますと、その地域が皆発展をします。ここから立ち退きしますと、ここがまた何もなくなっていくと思います。やはりできれば、ここに建てかえができれば一番いいわけですが、この庁舎に対しても、増築ということが必要、つまり新築は、金がかかります。だけど増築であれば、少なくとも済むんではないかと思いますが。それから、この時期については、13年度ということ、中岡さんには答えられましたように思いますけど、なかなか13年度にあるんでしたら、何で今まで議員の方には知らせてないのか、どんな設計もできていないように思っておりますが、お伺いします。それから、

用地買収でございますが、測量はされましたが、それ以降何のお答えもないと、地権者の方からも小言が出ております。どのようになっておるか、お聞きいたします。

○議長（田中）企画部長。

○企画部長（中野）庁舎の移転の問題でございますが、確かに現在、本町では、県の移転問題等がございますし、今の敷地の状況、建物の状況から見て、庁舎の移転先には非常にいいのではないかというふうに判断しております。その他につきましては、今のところ、特別、候補地を挙げて検討しているという場所はございません。ここでの増築といいますか、増設ということも、考える1つの検討事項ではありますが、先ほど町長が申し上げましたとおり、敷地が3分の2しか余らないということとですね、そうすると、建物を上に持っていかなくちゃいけないということで、日照等の問題もございまして、それは難しいのではないかと考えております。

この地区が役場が移転することによって、寂れるんじゃないかというふうなご心配もあろうかと思えます。この庁舎の跡地の問題、それから、今の公民館の敷地の問題、それから保健センターの関係の跡地の問題、利用の問題、そういうものが付随的に検討せにゃいかん事項に、今後なるといふふうには考えております。したがいまして、今の合同庁舎につきましては、当然、現在県も利用されておりますので、連続立体交差事業との時期の整合を図りながら、県の方には今後、要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（田中）8番、崎本さん。

○8番（崎本）8番、崎本でございます。任期中、最後の一般質問ですので、ひとつよろしくをお願いします。

町の土木工事について、町の平成12年度の残り工事の進捗状況について問うものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）崎本議員ご質問の、町の土木工事についてのご質問にお答えいたします。

平成12年度の残り工事の進捗状況についてでございますが、新開蟹原線道路改良工事は、工事区間内において、交渉が難航していた土地所有者及び物件所有者との契約を、1月末に締結することができましたが、物件の移転が年度内に完了する見込みがないため、工事が施工できない区間がございます。そのため、繰越し手続を行い、平成13年度に完了させる予定でございます。次に、中店小学校線道路改良工事については、工事

区間内に1カ所、土地所有者と建物所有者の間で現在係争中の個所があり、残念ながら、土地売買契約及び物件移転補償契約の締結までには至らず、当該区間の工事は、年度内に執行する見込みは立っておりません。引き続き、裁判の経過を見守りながら、工事の早期完成を目指していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中）崎本さん。

○8番（崎本）再質問させていただきます。第一番に、新開蟹原線の場合、今の説明では、住民と海田町の交渉が難航したと言われますが、私はその難航の原因は、海田町の執行部の努力が足りなかったと思いますが、その点に対して、町長はどういうふうに思われますか。中店小学校線の場合ですが、承認案件で、承認認定に出ましたとき、私は大丈夫かと言うたら、大丈夫じゃ、もう話はついちよると。私はその時点で、裁判になるかもわからんと、民々の話でも、なぜ町はこんなに考えておるか、借地権者とどういう話になっているか、そこまで何で聞かれなかったか。やっぱりこれは、執行部の努力が足りないのですよ。私でもわかってますよ。どうなるんかと聞いたら、大丈夫じゃいうて。何が大丈夫ですか。誠意と努力が足らんのでしょう。

地元の皆様に、工事するときにどうって執行部の方は言われましたか。あれはどうなるんか言うたら、大丈夫だから工事やります言うて。今になったらできんから、じゃあ、地元の皆様、大丈夫じゃないじゃないか。海田町うそつきじゃ言われますよ。工事するときは、自分らが都合のいいことを言われてですよ、工事にかかって、やったらできんかったら、裁判だの、どうのこうの。最初からわかちよることじゃないですか。なぜ、そういうええ加減な答弁や説明をされますか。もうちょっときちとした地権者と交渉をする場合に、なぜ誠意をもって行かないんですか。1回行ったら、うちの交渉の条件が違うからと言われたら、2回、3回行ったらどうですか。「ほんじゃ、どう思われますか」、「どういうふうにしたら、いいですか」、なぜ、そういう誠意がないんですか。1回行ったら、怒られたらそのまま向こうが返事するまで待っているんでしょう。そうじゃないですか。

工事をやって、地元の皆さんは、「あそこだけ残ってどうしたんかの」と、「しょうがない、どうすりゃええか」言うて、地権者が反対に、海田町の役場へ行くまで、海田町は黙ちよるんでしょうが。誠意がないでしょう。8号、9号も同じですよ。1回出さんと言われたら、それっきり行ってないでしょうが。「どういうふうにしたらいいですか」、「どういうふうにしたら、お宅の出してもらえますか」、ちゃんと言っておら

れますか。そのこと、ちょっと説明お願いします。町長、最後でいいですが、町長はどのように考えておられるか、そういうことを。課の係が違って、2回も3回も2年か3カ年、人事異動がありますよ。ちゃんと引き継ぎだの何々を、ちゃんとせいやと、教育されますか、そこら辺をお願いします。

○議長（田中）最初は町長じゃないですか。一番最初は町長だったでしょう。さっきじゃなくて、一番が。交渉が難航したときは、執行部の努力が足らんのではないか、町長はどう考えるのかというのが、あったんじゃないかったですか。町長に聞かれたでしょう、町長。

○町長（加藤）私も前にちょっと経過だけは、担当課で説明させていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）中店小学校線につきましては、平成11年の4月から交渉を重ねておりまして、現在に至っては、地権者と建物所有者に、計10回お会いして、協議を重ねているところでございますけれども、ご指摘のように9月の時点で、少し見通しが甘かったのではないかという、ご指摘だろうと思いますけれども、その点については、反省しなければならないというふうに考えています。事実、私が12月26日、あるいは今年の1月18日に、関係者とお会いしておりますけれども、双方の建物所有者及び土地所有者とも、事業そのものについては、かなり協力的なお話をさせていただいています。

ただ現在、当初見込んでおりました和解の決着が、私の聞く範囲では、少し長くなるような感じというふうに受け取っております、この点については、今後とも、現在第6回目の公判が終わった時点でございますけれども、引き続き注視をしながら、早期完成に向けて、行政がお手伝いできる場所があればしながら、早期完成に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

それと新開蟹原線につきましても、地権者との協議の努力不足ではないかというお話でございましたけれども、この点につきましては、かなりやっておりますけれども、移転候補についての食い違いがあったということで、やっと、このたび1月には契約締結の運びとなったものでございます。

○議長（田中）町長。

○町長（加藤）ただいま担当の方から状況について、ご説明いたしたわけでございますけ

れども、崎本議員がご指摘のとおり、いろいろな事情があろうとも、確かに用地取得について正確な情報が不足していたと、このように思っております。この点については深く反省をいたしております。今後、地権者のご事情を十分に把握して、その上で事業を着手するよう努力してまいりたいと、このように思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中）崎本さん。

○8番（崎本）町長に、努力していただくとおっしゃいましたから、何事に対しても町長みずから、頭を下げなきゃいけないところは頭を下げて、やっていただきたいと思います、ひとつよろしく、これは要望です。

もう1つですよね、中店小学校線の場合ですね、両方から工事が進むでしょう。したら今の地権者と話し合いがついていない場所が残ります。両方が行きどまりになりますよ。その場合どうされますか。そこまで、地元の説明がいつておりますか。ひとつよろしく願いいたします。

○議長（田中）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）まだ、説明までには至っておりません。最終的な詰めを現在やっておりますけれども、直近の4メートルの町道までの区間につきましては、沿道利用の関係がありますので、普通乗用車の進入は可。ただし、大型車両につきましては、進入しますと、回転ができなくなってくるといことも考えられますので、それも含めて、歩道の取り扱い、取りつけ、それから沿道の方々への利用が不自由にならないような対策、それから、行きどまりであるといことの明示等も含めて、現在、検討中でございまして、近々その整理ができましたら、地元の説明にまいりたいというふうに考えております。

○議長（田中）これにて一般質問を終結いたします。暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時31分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）それでは休憩前に引き続きまして、本会議を再開いたします。この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。

日程第2から日程第11に至る各案件については、新年度予算に関連する条例案、予

算案でございます。各案件については、日程順に執行部より説明を受け、予算審査特別委員会に付託する予定でございますので、ご協力をお願いいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（田中）日程第２、第１７号議案、海田町真田会館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第１７号議案、海田町真田会館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について。行政改革の実施計画に基づき、会館等の使用料の改定を行うため、条例の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中）総務課長。

○総務課長（上條）第１７号議案、海田町真田会館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案と、資料１９をお示ししておりますので、その２つによって説明を申し上げます。

議案の３２ページをお願いいたします。改正する条例でございますが、第１条、海田町真田会館設置及び管理条例、第２条、海田町公民館条例、３３ページの、第３条、海田町立図書館条例、第４条、海田町ふるさと館設置及び管理条例、第５条、海田町ひまわりプラザ設置及び管理条例、３４ページの、第６条、海田町立青少年センター条例、第７条、海田町立学校運動場管理運営条例。３５ページお願いします、第８条、海田町立体育館条例、第９条、海田町勤労青少年体育館条例、３６ページの第１０条でございますが、海田町民センター設置及び管理条例、第１１条、海田町児童館設置条例、３７ページの、第１２条、海田町勤労青少年ホーム条例、第１３条、海田町老人福祉センター設置条例、第１４条、海田町老人集会所設置条例、３８ページの、第１５条、海田町保健センター設置及び管理条例、第１６条、海田町公園条例、以上１６条例の使用料の改正と、字句の整備を行うものでございます。

資料１９をお願いいたします。会館等の施設使用料の見直しでございますが、会館等の施設使用料につきましては、平成３年４月に改正を行いまして、その後平成４年４月に消費税３％を付加して以来、新しく建設した施設以外の使用料については、８年間改正を行っておりません。今回、行政改革の実施計画書に基づき、経費や、近隣市町の状況、また積算基準を定め、施設間の平準化を図るため、施設使用料の見直しを行うもの

でございます。

今回の改正の基本方針でございますが、（１）使用料の積算について、アの海田公民館大ホールを除く、会館等使用料については、現在は部屋代と冷暖房費は別計算ですが、改正後は冷暖房費を含んだ使用料としています。積算式で示していますが、部屋の面積により設定した基本使用料に、消費者物価指数上昇率と、消費税を掛けまして、それに冷暖房料を加えて算定した額を使用料としております。基本使用料につきましては、部屋面積が同規模でも、施設によりまして、ばらつきがありましたので、各施設間のばらつきをなくするため、面積区分に応じた基本使用料としております。

次に、イの屋内運動場施設等の使用料ですが、現在は使用料と照明料を、別々に計算していますが、改正後は使用料、照明料を含んだ使用料としています。対象施設としまして、町立体育館、町内小中学校屋内運動場、勤労青少年体育館の８施設でございます。次に、２ページのウをお願いします。屋外運動施設、小中学校の運動場等でございますが、現行のとおり、使用料と照明料を別々に徴収いたしております。それぞれの積算式によりまして、定めた額としております。この場合も、会館使用料と同じように面積区分に応じて、統一的な金額を設定しております。

（２）といたしまして、町外者規定の見直しでございますが、現在、町外者が使用する場合は、使用料を倍額とするとなっておりますが、広島市の施設使用料に、市外者の割り増し制度のないことや、使用団体の構成メンバーなどで、町外団体としての判断が難しい面がございます。また、広域行政や、生涯学習の推進を図る上からも、町外者の使用料の割り増し制度については、廃止をするというものでございます。

（３）の冷暖房料についてでございますが、現在、冷房期、７月から９月までと、暖房期、１２月から３月の間については、冷暖房費を徴収していますが、冷暖房の操作が各部屋でできるなど、利用の実態を把握しにくいことや、施設の防音問題等から、窓を閉め切ることも多く、また、冷暖房の使用期間も長くなってきておりますので、使用料の中に、年間の平均化した冷暖房料を付加した額としております。海田公民館の大ホールにつきましては、使用頻度が少なく、また冷暖房が使用料に比較して多くかかるので、現行どおり利用の都度、冷暖房料を徴収するように考えております。

（４）として、照明使用料についてでございますが、屋内施設の照明使用料につきましては、海田公民館の大ホール、町立体育館、勤労青少年体育館、各小学校の屋内運動場でスポーツをする場合、昼間でも暗幕を閉めて照明を使用することが多く、近隣にお

いても照明料を別に徴収しているところは少ないので、照明料を含んだ使用料としております。屋外運動施設の使用料につきましては、従来どおり、照明を使用した場合、使用時間分の照明料を徴収するものとしております。照明使用にかかる電気代を整理して使用料を設定したものでございます。このようなことを基本方針といたしまして、改正するものですが、それぞれの使用料につきましては、３ページから新旧対照表に掲げております。

この表の見方としましては、一番上段の、真田会館集会室の例で紹介しますと、上段が改定後の額でございまして、先ほど説明いたしましたように、使用料合計額は冷暖房費を含んだ額として、５００円となっております。下段の旧の欄ですが、現在の額は基本使用料４１０円。冷暖房を使用すると２０５円。合計での使用料が６１５円になっているという表でございます。このように今回の改正では、改正により使用料の値上げをするという目的のものではなく、各施設間の平準化を図るとともに、額の積算方法を明確にするものでございます。この条例は平成１３年４月１日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（田中）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）日程第３、第１８号議案、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第１８号議案、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。特定家庭用機器再商品化法の施行に伴い、特定家庭用機器廃棄物の収集運搬手数料を定めるものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中）環境センター所長。

○環境センター所長（西本）それでは４０ページの第１８号議案、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その内容について、ご説明いたします。お手元の資料２０に、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表をお示ししておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

まず、今回の条例改正の趣旨でございますが、本年４月１日から、特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法が施行されます。これに伴いまして、新たに特定

家庭用機器廃棄物の収集及び運搬手数料に関する規定を加えるとともに、当該条例の字句等の整備を行うものでございます。それでは、資料２０の新旧対照表をごらんいただきながら、ご説明申し上げます。まず条例第８条の見出しでございますが、この第８条は事業ごみに対します、一般廃棄物処理手数料を規定しておりますが、新たに特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料が加わりますので、一般廃棄物処理手数料の次に「等」を加え、改めるものでございます。

次に、第８条第１項でございますが、事業ごみのうちから政令で定められたテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、この４品目を除きまして、一般廃棄物処理手数料を徴収するため、「定める者」の次に、「特定家庭用機器再商品化法第二条第五項に規定する特定家庭用機器廃棄物を除く」を加え改めるものでございます。

次に、第２項中の「別表」を「別表第一」に改め、そして第２項の次に、家電リサイクル法の施行に伴います、特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料について、「町は、特定家庭用機器廃棄物を町が収集及び運搬を行う場合又は住民自らが町の施設に搬入する場合においては、別表第二に掲げる特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料を徴収する」を新たに第３項として加え、規定するものでございます。

次に、第３項を、第４項に改め、さらに第４項の中の「前二項」を「前三項」に改め、「一般廃棄物処理手数料」の次に、「及び特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料」を加えるものでございます。次に、減免規定の第９条の見出しでございますが、第８条と同じように、「一般廃棄物処理手数料」の次に、「等」を加え、その条文中の「一般廃棄物処理手数料」の次に、「及び特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料」を加え、改めるものでございます。

次に、別表についてご説明いたします。ただいま申し上げましたとおり、「別表」を「別表第一」に改め、そして新たに、別表第２といたしまして、特定家庭用機器収集運搬手数料を１個につき、個別に収集及び運搬を行う場合を３，０００円に、直接環境センターに搬入する場合を２，５００円に額を定めて徴収するものでございます。この条例は、平成１３年４月１日から施行をするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（田中）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）日程第４、第１９号議案、海田町精神障害者通院医療費支給条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第 19 号議案、海田町精神障害者通院医療費支給条例の制定について。精神障害者の通院医療費の一部を支給することにより、精神障害の適正な医療を普及し、社会復帰の促進と福祉の増進を図ることを目的として、条例を制定するものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中）保健センター所長。

○保健センター所長（因幡）それでは、42 ページをお開きいただきたいと思います。第 19 号議案、海田町精神障害者通院医療費支給条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、この条例の概要についてでございます。資料 21 をご用意いただきたいと思います。海田町精神障害者通院医療費支給条例の概要をご説明いたします。まず最初に、本条例の要旨、目的ですが、精神障害者通院医療費の自己負担分を支給することで、適正な医療の普及、社会復帰の促進、精神障害者の福祉施策の推進を図っていくため、精神障害者の通院医療費支給制度を創設しようとするものでございます。次に、制度の名称は、海田町精神障害者通院医療費支給制度としております。対象者といたしまして、海田町の区域内に住所を有する精神障害者で、県が行う精神保健福祉法の通院医療費公費負担の決定を受けている者です。該当条文は第 2 条でございます。次に、支給内容でございますが、県が行う通院医療費公費負担の決定を受けた者は、医療費の 95%が、医療保険部分と県負担の公費で賄われることとなり、残り 5%の自己負担をこの制度により、支給するものでございます。該当条文は第 3 条でございます。

次に、支給方法でございますが、対象者の申請による償還払い方式としております。該当条文は第 4 条でございます。続いて、施行月日でございます。平成 13 年 4 月 1 日からの施行とし、平成 13 年 4 月 1 日以後の医療分からの適用としております。該当条文は附則でございます。

それでは、第 19 号議案の方に戻っていただきたいと思います。第 1 条から順を追いまして、説明をさせていただきます。第 1 条、目的でございます。先ほど、概要でも述べましたように、通院医療費の一部を支給することにより、精神障害者の適正な医療の普及、精神障害者の社会復帰の促進、並びに福祉の増進を図るということを明文化したものでございます。第 2 条、対象者でございます。趣旨は町内居住者で、県の公費負担の決定を受けた精神障害者が対象となります。第 3 条、医療費の範囲でございます。通

院医療費のうち、医療保険部分と県の公費負担部分を除いた自己負担部分を支給する旨を述べたものでございます。同２項はその他の法令により、カバーされるものでございます。例えば、生活保護法の医療費、医療扶助適用者は県の精神医療の公費負担と、医療扶助の対象となりますので、支給となりません。第４条、医療費の支給については、対象者の申請によって初めて支給されるものでございます。次の第５条、第６条については、他の福祉医療制度と同様でございますが、第５条は第三者行為などにより、損害賠償を受けたときは、その範囲内で医療費の全部、または一部を支給せず、または支給した額を返還させることができるというものでございます。第２項においては、不正行為により、医療費の支給を受けたときにおいても、前項と同じく、返還させるというものでございます。第６条は通院医療費の支給の権利を譲渡、または担保にしてはならないという禁止条文でございます。第７条、委任規定はこの条例に関して、必要な事項については、規則で定めるものでございます。最後に、附則は平成１３年４月１日から施行し、医療費の支給については、平成１３年４月１日以後に行われる医療から適用するということを決めたものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（田中）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）日程第５、第２０号議案、海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第２０号議案、海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

下水道排水設備工事責任者の登録を、県内で統一して行うことに伴い、条例の所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中）下水道課長。

○下水道課長（槇根）それでは、第２０号議案、海田町下水道条例の一部改正の内容について、ご説明をいたします。ページは４４ページ、資料は２２でございます。この一部改正は、下水道排水設備工事責任技術者の登録方法を変更することに伴う改正でございます。下水道排水設備工事責任技術者の登録につきましては、各市町村がそれぞれ、日本下水道協会広島県支部が実施する責任技術者試験に合格したものを、申請に基づきまして登録しておりましたが、指定工事店の、より一層の広域的な運用と市町村事務の省力化を図るため、今後この登録を日本下水道協会広島県支部において、県内統一して実

施しようとするものでございます。この関係が、第5条第1項の改正でございます。

また、これに伴いまして、登録手数料と登録更新手数料の徴収がなくなりますので、第24条第1項の各号を改正するものでございます。資料22をお願いいたします。下水道条例の新旧対照表でございます。第5条第1項中、「技能を有する者として本町に登録した者」を、「規則で定める技能を有する者」に改めるもので、この規則で定める技能を有する者が、先ほど申しました、日本下水道協会広島県支部に登録した者を指すものでございます。次の第24条第1項につきましては、第1号の責任技術者の登録と、第2号の責任技術者の登録の更新の各号を削除し、第3号と第4号を、それぞれ繰り上げるものでございます。なお、この条例は平成13年4月1日から施行するものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（田中）以上で、説明を終わります。この際、暫時休憩をいたします。再開13時。

~~~~~○~~~~~

午前11時58分 休憩

午後 1時01分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、日程第6、第21号議案、平成13年度海田町一般会計予算から、日程第11、第26号議案、平成13年度海田町水道事業会計予算までは、一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第21号議案から第26号議案まで、一括ご提案申し上げます。

まず、平成13年度海田町一般会計他5会計予算。第21号から第26号まで、ただいま申し上げましたように、一括で提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。平成13年度海田町一般会計5会計予算につきましては、そのようなことで、第21号議案から、ご提案申し上げます。

平成13年度海田町一般会計歳入歳出予算の総額は、83億6,600万円と決めました。

第22号議案、平成13年度海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額は、19億3,291万2,000円と決めました。

第23号議案、平成13年度海田町国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は、19億3,874万5,000円と決めました。

第24号議案、平成13年度海田町老人保健特別会計歳入歳出予算の総額は、19億5,086万3,000円と決めました。

第25議案、平成13年度海田町介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は、8億3,398万4,000円と決めました。

第26号議案、平成13年度海田町水道事業会計予算は、収益的収支では、収入総額4億7,827万4000円に対し、支出総額は4億7,238万3,000円と決めました。一方、資本的収支におきましては、収入総額1億2,836万6,000円に対し、支出総額は3億2,338万8,000円で、その不足額の1億8,913万1,000円は、当年度分の損益勘定留保資金等で、補てんする予定でございます。

内容につきましては、担当者から説明をいたします。

○議長（田中）財政課長。

○財政課長（内田） それでは、平成13年度一般会計予算のご説明を申し上げます。

お手元にお配りしております、第21号議案、それから資料23、資料30をお願いいたします。資料につきましては、資料30の予算の概要に沿って、ご説明申し上げます。予算の節ごとの増減につきましては、詳しくここに掲げております。したがって、要点のみ、ご説明をしてみたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは1ページをお願いいたします。まず、予算の編成方針でございます。平成13年度の当初予算は町税収入の低迷など、現下の厳しい財政状況の中にあつて、町民生活に密着した事業や、少子高齢化に向けた福祉施策の充実等に対処することを基本として、次の点に配慮し、予算を編成いたしました。1点目として、厳しい経済情勢を踏まえまして、経費の節減や、簡素で効率的な財政運営を図りました。2点目として、少子高齢化の進展に対応するため、新規事業の実施及び継続事業の拡充により、福祉施策の充実を図りました。3点目として、IT革命に的確に対応していくため、情報技術の活用を一層推進するとともに、住民への情報教育や、情報提供の推進を図りました。4点目として、新総合基本計画に基づく実施計画及び第3次総合基本計画に掲げた事業へ財源を重点的、効率的に配分いたしました。

財政規模につきましては、13年度の一般会計の当初予算規模は83億6,600万円で、12年度当初予算の85億3,537万円と比べ、1億7,100万円、2.0%の減額となっております。特別会計、事業会計の予算でございますが、1ページをめくっていただきまして、先ほど町長がご説明したとおりでございます。一般会計、特別会

計をあわせて、予算規模は150億2,250万4,000円、前年度比2.3%の増ということになっております。

それでは3ページの新規事業及び、主な継続事業でございます。第3次海田町総合基本計画の柱立てに沿って、ここに事業を掲げさせていただいております。まず、1人1人が輝くまちづくりでございますが、これにつきましては、新規事業が33項目、主な継続事業が37項目、以下、内容につきましては、掲げているとおりでございます。次に、6ページをお願いいたします。6ページでございますが、健康で安心して暮らせるまちづくりといたしまして、新規の事業が16項目、主な継続事業が70項目でございます。内容につきましては、以下に掲げているとおりでございます。次に、10ページをお願いいたします。10ページでございますが、安全で快適な潤いのあるまちづくりということで、新規事業30項目、主な継続事業が22項目でございます。内容につきましては、以下に掲げているとおりでございます。次に、13ページをお願いいたします。13ページでは、環境にやさしいまちづくりといたしまして、新規事業7項目、主な継続事業が24項目でございます。内容につきましては、以下に掲げているとおりでございます。次に、14ページをお願いいたします。14ページでございますが、にぎわいと交流の基盤を備えたまちづくりといたしまして、新規事業6項目、主な継続事業が39項目でございます。内容につきましては、以下のとおりでございます。次に、16ページをお願いいたします。16ページでございますが、活力ある地域経済をはぐくむまちづくりといたしまして、新規事業4項目、主な継続事業が5項目でございます。内容につきましては、以下に掲げているとおりでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。18ページでございます。財政健全化への取り組みということで、昨年も資料の中で掲げさせてもらっておりますが、限られた財源を有効的に活用するため、行政改革や、経費の節減を着実に実施し、最小の経費で最大の効果が上がるよう、創意工夫してまいります。行政改革に向けた取り組みにつきましては、事務事業の見直しとして、会館等の施設使用料や、普通財産貸付料の見直しを、また、効率的な行政運営と職員能力開発等の推進といたしまして、職員研修の充実を図ってまいります。次に、経費節減への主な取り組みということで、以前から引き続いて実施しておりますが、平成13年度の予算におきましては、次の6項目について、経費の節減を図ってまいりました。効果額といたしましては、4,325万4,000円でございます。

次に、19ページをお願いいたします。歳入の概要でございますが、12年度当初予算と比べて、増加率の大きいものは、利子割交付金の43%となっております。逆に、減少率の大きなものは、財産収入の34.2%となっております。なお、特別地方消費税交付金は廃止となっております。

それでは、歳入の主な増減につきまして、19ページの表により、ご説明をさせていただきます。まず、町税でございますが、12年度当初予算に比べると、122万4,000円、0.1%の減額となっております。主な減額の理由は、マンション等の非木造家屋の新築があったことによる固定資産税の増額はあるものの、長引く景気の低迷の影響による、法人町民税の減額によるものでございます。

次に、利子割交付金でございますが、12年度当初予算と比べて、5,753万7,000円、43.0%の増額となっております。主な増額の理由は、利子の利率の高い定額郵便貯金が満期を迎えるためでございます。

次に、地方交付税につきましては、12年度当初予算に比べると、1億1,250万円、12.2%の減額となっております。主な減額の理由は、全国の地方交付税の財源不足を補うための特別措置として、交付税の一部を、臨時財政対策債に振りかえたことによる減額によるものでございます。

次に、国庫支出金でございますが、12年度当初予算に比べると、5,161万4,000円、10.5%の減額となっております。主な減額の理由は、第1期工事が、おおむね完了したことに伴う、海田総合公園整備事業費補助金の減額によるものでございます。

次に、財産収入でございますが、12年度当初予算に比べると、1,196万4,000円、34.2%の減額となっております。主な減額の理由は、東広島バイパス等の代替地として、町有地を12年度に売却したことで減額となったものでございます。

次に、繰入金でございますが、12年度当初予算に比べると、5,923万3,000円、10.3%の減額となっております。町税収入の伸び悩み等による財源不足を補うため、財政調整基金を5億1,500万円、取り崩すことにしております。

次に、町債でございますが、12年度当初予算に比べると、1,080万円、1.4%の増となっております。主な増額の理由でございますが、総合公園整備事業の第1期工事が、おおむね完了したことや、中店小学校線にかかる用地購入費や補償費の減額に伴う起債の減額はあるものの、新たに全国の地方交付税の財源不足による減額した普通交

付税を補うための特別措置として、平成１３年度から１５年度までの間、臨時財政対策債の発行が認められたことにより、増額したものでございます。以下、歳入の増減につきましては、２０ページ～２７ページにかけて、記載しておりますので、ご参照していただきたいと思います。

次に、２８ページをお願いいたします。２８ページ、歳出の概要でございますが、目的別内訳で説明をさせていただきます。１２年度当初予算と比べて、増加率の大きいものは、公債費の８．８％、農林水産業費の５．４％、商工費の４．０％となっております。逆に減少率の大きいものは、土木費の１１．１％、教育費の６．７％となっております。主な内容につきましては、２８ページの一般会計目的別歳出予算の表とあわせまして、５１ページの節別内訳表に掲げておりますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。

それでは款ごとにご説明をいたします。まず議会費でございますが、議会費の総額は、１２年度当初予算に比べると、３４万７,０００円、０．３％の増額となっております。主な増額の理由は、政務調査交付金、１２０万円の新設によるものでございます。

次に総務費でございますが、総務費の総額は、１２年度当初予算と比べると、１３５万６,０００円、０．１％の減額となっております。主な減額の理由は、新規採用職員等の増員による人件費の増額、総合行政システム機器借上料、また住民基本台帳ネットワークシステム機器の借上料の増額はございますが、１２年度が実施年度になった国勢調査に伴う調査員報酬の減額、第３次海田町総合基本計画書作成完了に伴う需用費の減額、財務会計システム及びグループウェアシステムの開発完了及び第３次海田町総合基本計画策定業務委託完了による、委託料の減額によるものでございます。

次に、民生費でございますが、民生費の総額は、１２年度当初予算と比べると、１,１９６万１,０００円、０．７％と増額となっております。主な増額の理由でございますが、在宅介護支援センター運営事業、ひとり暮らし老人家事援助サービス事業、苦情処理窓口事業及び短期入所運営事業にかかる委託料の減額はございますが、対象者の増に伴う心身障害者福祉年金、更生医療給付及び身体障害者補装具給付の増額、また対象者の増加に伴う重度医療費、母子家庭医療費の増額や、所得制限の緩和に伴う児童手当の増額と扶助費の増額によるものでございます。

次に、衛生費でございますが、衛生費の総額は、１２年度当初予算と比べると、１,０３８万１,０００円、１．６％の増額となっております。主な増額の理由は、新規事業

として実施する、資源物収集運搬業務委託及び、再資源化施設整備事業計画策定業務委託に伴う委託料の増額、広域不燃物最終処分場事業負担金、ごみ焼却場事業負担金及び、安芸地区衛生施設管理組合負担金の増額、また精神障害者通院医療費支給制度の新設に伴う、扶助費の増額によるものでございます。

次に、労働費でございますが、労働費の総額は、１２年度当初予算に比べると、６５万４,０００円、１.７％の減額となっております。主な減額の理由は、勤労青少年ホームの需用費等の減額によるものでございます。

次に、農林水産業費でございますが、農林水産業費の総額は、１２年度当初予算と比べると、２２５万９,０００円、５.４％の増額となっております。主な増額の理由は、農業委員会委員１名の欠員に伴う委員報酬の減額がございましたが、蟹原二丁目レジャー農園設置工事等の工事請負費の増額によるものでございます。

次に、商工費でございますが、商工費の総額は、１２年度当初予算に比べると、４３万１,０００円、４.０％の増額となっております。主な増額の理由は、観光マップ、パンフレット作成に伴う委託料の増額や、新規事業のふるさとの特産品づくりグループ補助金の増額でございます。

次に、土木費でございますが、土木費の総額は、１２年度当初予算と比べると、２億５,２４６万８,０００円、１１.２％の減額となっております。主な減額の理由は、総合公園第１期工区開設による、施設管理者等の設置に伴う報酬及び賃金の増額、総合公園用地及び総合公園進入路用地購入に伴う、公有財産購入費の増額、中店小学校線、新開蟹原線及び総合公園進入路の補償費の増額はございますが、大正町公園返還に伴う公園用地借上料の減額や、第１期工事がおおむね完了したことによる総合公園整備事業費の減額、下水道料金の改定に伴う下水道事業特別会計基準外繰入金の減額によるものでございます。

次に、消防費でございますが、消防費の総額は、１２年度当初予算と比べると、１,０２３万１,０００円、２.５％の増額となっております。主な増額の理由は、林野火災訓練及びポンプ操法訓練出動に伴う旅費の増額、西消防庫建替え及び、竹貞ポンプ修理に伴う工事請負費の増額、小型積載車購入及び小型動力ポンプ２台購入に伴う備品購入費の増額でございます。

次に、教育費でございますが、教育費の総額は、１２年度当初予算と比べると、６,３０６万８,０００円、６.７％の減額となっております。主な減額の理由は、小中学校

教育振興図書の購入、子ども放送局受信設備一式購入による備品購入費の増額及び、両公民館によるＩＴ基礎技術技能講座、小中学校校舎等耐力度調査、英語指導助手派遣事業に伴う委託料の増額がございますが、小学校の教科書改訂による教科書用図書指導書の購入及び、海田の昔話絵本作成終了に伴う需用費の減額、事務局及び各小学校事務機器リース期間終了分の再利用等に伴う、使用料及び賃借料の減額。海田小学校校地の借用地を１２年度に全部購入したことによる、公有財産購入費の減額によるものでございます。

次に、公債費でございますが、公債費の総額は１２年度当初予算に比べると、１億７００万６,０００円、８．８％の増額となっております。主な増額の理由は、起債の一括償還に伴う起債償還利子の減額がございますが、１２年度に引き続き実施する縁故債の一括償還に伴う、起債償還元金の増額によるものでございます。

２９ページの目的別の主な増減理由につきましては、議会費から、４６ページの公債費まで、具体的に記述しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、４７ページをお願いいたします。４７ページでございますが、性質別に歳出を掲げております。ご説明につきましては、重複する部分がありますので、後ほどご参照いただきたいと思います。それから、５１ページから５３ページまでの表につきましては、平成１２年度と、平成１３年度における目的別、性質別の当初予算比較をお示ししておりますので、予算審議の参考にしていただきたいと思います。

次に、議案の方をお願いいたします。議案第２１号の９ページをお願いいたします。地方債でございますが、今回１５件を計上させていただいております。新規事業といたしまして、町道２号線、４号線、８号線の道路舗装補修にかかる道路整備事業。それから、１０ページの畝一丁目地内雨水管新設、昭和中町地内外水路改修に伴う水路整備事業、それから、１１ページの臨時財政対策債の６件を掲げさせていただいております。そのほか、継続事業といたしまして、住宅整備資金貸付事業が２件、道路整備事業が６件、消防施設整備事業が１件、計９件のほか、減税補てん債を計上させていただいております。以上で、平成１３年度海田町一般会計予算の説明を終わります。

○議長（田中）庶務課長。

○庶務課長（新浜）続きまして、第２２号議案、平成１３年度海田町公共下水道事業特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

まず、財政規模でございますが、平成１３年度海田町公共下水道事業特別会計の当初

予算規模は、１９億３，２９１万２，０００円で、１２年度当初予算の１８億７，４８２万５，０００円と比べまして、５，８０８万７，０００円、３．１％の増額予算となっております。

それでは予算の概要につきまして、資料２４、平成１３年度公共下水道事業特別会計予算説明書によりご説明申し上げます。

まず初めに歳出の概要につきまして、歳入歳出予算事項別明細書２ページにより説明いたします。総務費は１億４，２００万５，０００円で、人件費及び印刷製本費の減はあったものの、水洗化拡大に伴う下水道使用料徴収事務委託料の増額により、１２年度当初予算とほぼ同額となっております。

次に、事業費は１２億８，２８７万４，０００円を計上いたしております。１２年度当初予算に比べまして、１，３３７万６，０００円、１．１％の増額となっております。主な理由といたしましては、下水道整備工事料の増によるものでございます。なお、平成１３年度に予定しております工事箇所につきましては、資料４０にお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

公債費は、５億７０３万３，０００円計上いたしております。前年度当初予算に比べまして、４，４５２万４，０００円、９．６％の増額となっております。主な理由といたしましては、町債増額に伴います起債償還元利の増額によるものでございます。

予備費につきましては、前年度と同額の１００万円を計上いたしております。これによりまして、歳出総額は、１９億３，２９１万２，０００円となるものでございます。

続きまして、歳入の概要につきまして、１ページの歳入歳出事項別明細書より、ご説明申し上げます。分担金及び負担金といたしまして、６，１０２万１，０００円を見込んでおります。前年度と比べまして、１，３２０万９，０００円、１７．８％の減額となっております。これは、賦課面積が前年度より、約５万平方メートル減少したことが主な理由でございます。

次に、使用料及び手数料につきましては、４月から、約２８％の下水道使用料の改正を実施いたしますので、前年度より、４４２０万円の増額を見込み、２億３，７７０万２，０００円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、前年度と同額の３億５，０００万円を見込んでおります。

繰入金につきましては、３億１，８３５万円を見込んでおります。前年度に比べまして、２，３５４万円、６．９％の減額となっております。１２年度に比べまして、受益者負担

金は減額となっておりますが、下水道使用料、町債等の増額によるものでございます。

繰越金につきましては、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、7,143万8,000円を見込んでおります。前年度に比べ、873万6,000円、13.9%の増額になっております。これは、貸し付け件数の増加に伴う貸付金償還金の増額が見込まれるためでございます。

次に、町債でございますが、8億9,440万円を見込んでおります。前年度に比べ、4,190万円、4.9%の増額となっております。これにより、13年度末での町債残高は、84億2,064万3,000円となる見込みで、これに関しましては、12ページに地方債に関する調書がございます。以上によりまして、歳入総額は19億3,291万2,000円となります。

それでは、第22号議案をお願いいたします。平成13年度海田町公共下水道特別会計の予算は、19億3,291万2,000円と決めました。また、地方債の限度額等につきましては、4ページ、第2表、地方債により、その限度額を8億9,440万円と定めております。なお、一時借入金の最高額は3億円でございます。以上、簡単ではございますが、平成13年度海田町公共下水道事業特別会計の概要につきまして、ご説明を終わらせていただきます。

なお、節別予算につきましては資料24をごらんいただきたいと思います。歳入につきましては3ページから5ページに、歳出につきましては6ページから10ページに、債務負担行為に関しましては11ページに、地方債に関しましては12ページに、それぞれ載せております。また、給与明細につきましては、13ページから17ページにございますので、ごらんいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（田中）住民課長。

○住民課長（上村）恐れ入ります。資料25をご用意いただきたいと思います。資料25の予算説明書において、ご説明申し上げます。

1ページと2ページに掲げておりますように、平成13年度海田町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算が19億3,874万5,000円となり、対前年度当初予算に比べ、2億9,916万3,000円の増額で、率にしまして、18.2%の伸びとなっておりますが、平成12年度の補正後の予算と対比しますと、2.3%の伸びでございます。国民健康保険特別会計におきましては、少子高齢化社会の進展及び医療技術の進歩による医療費の高騰、さらには、低迷する経済不況の影響による加入者

の増加等により、事業運営は極めて厳しい状況となっております。

それでは恐れ入ります、8ページをお開きください。歳出から説明をさせていただきます。

まず総務費、総務管理費ですが、938万7,000円でございます。前年度と比較いたしまして、286万2,000円の増でございます。このうち、従来、一般会計予算に含まれておりました、レセプト点検員のための嘱託員報酬を、国保特別会計に組み入れ、また国の補助事業のうち、医療費の適正化を図るための特別対策事業を活用し、医療の診療内容の点検のための体制づくりとして、レセプト保管用備品等の購入のための経費、144万3,000円を含んでおります。

次に、9ページの徴税費の賦課徴収費でございますが、493万2,000円でございます。

続きまして、医療機関に支払う療養諸費でございますが、まず療養給付費の一般被保険者については7億2,385万4,000円で、前年度と比較しまして、2億3,717万7,000円の増となっております。退職被保険者等については、4億5,355万7,000円で、前年度と比較しまして、2,203万6,000円の減となっております。これらの理由としましては、平成10年、11年度の決算額、平成12年度中における医療費の動向に伴う見込額を考慮し、計上したものでございます。

次の、療養費の一般被保険者については、250万5,000円、退職被保険者については、338万1,000円でございます。

続きまして、10ページにまたがっておりますが、審査支払い手数料でございます。まず、一般被保険者については、275万9,000円、次の10ページをお願いいたします。退職被保険者等につきましては、156万6,000円でございます。

次に、高額療養諸費の一般被保険者につきましては、8,140万4,000円、また退職被保険者等につきましては、2,994万4,000円で、過去の決算額や、平成12年度の状況等を考慮した結果の増額となっております。

次の、出産育児諸費でございます。前年度より15件少ない、1,200万円を予定しております。

次の11ページの葬祭費ですが、前年度より3件少ない234万円を予定しております。

続きまして、老人保健拠出金でございますが、医療費の拠出金、4億6,895万6,

000円、事務費拠出金、709万3,000円を計上しております。

続きまして、介護納付金でございますが、昨年度から導入の介護保険制度の第2号保険者、40歳から64歳までの国保加入者の納付金として、8,477万3,000円を計上しております。

続きまして、高額医療費共同事業医療費拠出金でございますが、この事業は市町村の拠出金をプールし、80万円を超えた部分の医療費に対して交付されるもので、前年度と同額の816万5,000円でございます。

次に、12ページをお願いいたします。保健事業費につきましては、968万2,000円で、前年度と比べ、326万7,000円の増となっております。主な理由としては、従来の事業の見直しなどを図る一方、国の補助事業であります総合健康づくり推進事業の保健事業として、574万円を予算化したもので、事業内容としましては、従来から老人保健法の保健事業を実施しておる保健センターや、老人福祉センターでの事業等の活用を図り、総合的な健康づくりのための視点に立って、被保険者等に対する疾病予防や、健康増進のための保健予防の充実を目指すものでございます。

続きまして、13ページの積立金でございますが、139万5,000円を計上しております。

また、次の公債費は、前年度と同様の存目でございます。

次の諸支出金の保険税還付金の一般被保険者は100万円、退職被保険者等は5万円を予定しております。

次の償還金につきましては、存目でございます。14ページをお願いいたします。

予備費でございますが、3,000万円を計上しております。

それでは、歳入に移らさせていただきます。恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。1款、国民健康保険税ですが、現年課税分の医療費給付分と介護納付金分、滞納繰越分につきましては、医療給付分に新たに介護納付金分を設けるものでございます。まず、一般被保険者につきましては、合計で5億3,366万7,000円を計上し、前年度と比べまして、3,098万8,000円の増でございます。また、退職被保険者等につきましては、1億3,702万3,000円を予定し、前年度と比べまして、302万1,000円の増でございます。これらの理由としましては、被保険者の増と介護納付金分の増額等によるものでございます。

続きまして、使用料及び手数料の督促手数料は15万円でございます。

4 ページをお願いいたします。国庫支出金のうち、事務費負担金でございますが、介護納付金の納付に関する事務費負担金、19万5,000円を予定しております。

次に、療養給付費等負担金につきましては、一般被保険者にかかる国庫負担金で、前年度に比べ、1億5,130万4,000円の増の、5億4,494万2,000円を予定しております。主な理由は、被保険者の増加による受診件数の増と、それらに伴う医療費の増加によるものでございます。

次に国庫補助金のうち、財政調整交付金でございますが、普通分、特別分があり、新規事業として歳出で申し上げました保険事業分の総合健康づくり推進事業の421万3,000円は特別分に含まれており、合計2億240万2,000円を予定しております。

次の特別対策費補助金では、同じく歳出で申し上げましたように、新規事業の医療費適正化事業費に対する144万3,000円を計上しております。

続きまして、4款、療養給付費交付金の退職被保険者分の医療費でございますが、前年度に比べ、1,566万6,000円増の4億298万8,000円を予定しております。

次に、5 ページをお願いいたします。連合会支出金、介護円滑導入給付金でございますが、介護納付金に与える財政影響に対する給付金であり、まず、収納率低下に対する給付金は存目でございます。また収納率対策給付金ですが、234万5,000円を予定しております。

続きまして、高額医療費共同事業の6款、共同事業交付金につきましては、610万8,000円増の1,844万4,000円で、高額な医療費の増加によるものでございます。

次の財産収入として139万5,000円を予定しております。

次に繰入金の一般会計からの繰入金を9,266万3,000円を予定しており、前年度と比べて、580万9,000円の増となっております。理由としましては、低所得者世帯への軽減を図るための、保険基盤安定事業に対する経費の増額でございます。

6 ページをお願いいたします。2項の基金繰入金、次の9款の繰越金は、前年度と同様の存目でございます。

次に諸収入の中の延滞金は、前年度と同額の計上でございます。

次に、7 ページにまたがっております諸収入の中の、雑入の第三者納付金、返納金も、

前年度と同様の存目でございます。また、新たに設けております保健事業個人負担金は集団検診での個人負担分の60万4,000円を計上しております。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（田中）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）それでは第24号議案、平成13年度海田町老人保健特別会計予算について、ご説明申し上げます。

お手元に第24号議案と資料26をお願いいたします。資料26の予算説明書に沿って、ご説明申し上げます。それでは、5ページをお開きください。

まず、歳出の1款、医療諸費の医療費給付費は通院、入院並びに歯科にかかわる医療費給付費でございます。一人当たりの年間医療費、74万7,600円を基礎といたしまして、被保険者数、2,500名で予算を組織しております。平成12年度当初予算と比べますと、6,708万8,000円の増額となります。増額の理由は、一人当たりの年間医療費は若干下がったものの、被保険者数の増加によるものでございます。

次の、医療費支給費は、補装具にかかわる医療費支給費でございます。一人当たりの年間医療費、317万2,000円を基礎といたしまして、被保険者数2,500名で予算を組織しております。37万6,000円の増額となっております。増額の理由は、医療費給付費と同様に、被保険者数の増加によるものでございます。

次に、審査支払い手数料でございますが、88万8,000円の増額となっております。増額の理由は、レセプトの審査件数の増加によるものでございます。

次に2款、諸支出金は、いずれも存目でございます。

次の3款、公債費につきましても、存目でございます。

6ページをお開きください。4款の予備費でございますが、前年度と同様に、500万円を予算措置しております。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。3ページをお開きください。1款の支払基金交付金のうち、医療費交付金でございますが、13億5,589万4,000円で、12年度当初予算と比べますと、5,276万1,000円の増加でございます。

次の審査支払い手数料交付金でございますが、886万8,000円で、88万8,000円の増加でございます。

2款、国庫支出金の医療費負担金でございますが、3億8,739万8,000円で、980万2,000円の増加でございます。

3 款、県支出金の医療費負担金でございますが、9,684 万 9,000 円で、245 万の増加でございます。

4 款、繰入金の一般会計繰入金でございますが、1 億 184 万 8,000 円で、245 万 1,000 円の増加でございます。

4 ページをお開きください。5 款の繰越金、6 款の諸収入につきましては、いずれも存目でございます。以上、歳入歳出、それぞれ 19 億 5,086 万 3,000 円とするものでございます。以上で、老人保健特別会計予算の説明を終わります。

引き続きまして、第 25 号議案、平成 13 年度海田町介護保険特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。お手元に、第 25 号議案と資料 27 をお願いいたします。資料 27 の予算説明書に沿いまして、ご説明申し上げます。

それでは、7 ページをお開きください。まず、歳出の 1 款の総務費中一般管理費でございますが、12 年度当初予算と比べますと、104 万 1,000 円の減額となっております。減額の主な理由は国保連合会に委託します給付事務など、共同事務処理業務の一部が自己導入しております、介護保険事務支援システムのソフトの修正によりまして、自己処理が可能となったもので、委託料 49 万 4,000 円を減額したほかに、需用費の印刷物などを精査し 42 万 5,000 円を、役務費の輸送代を精査いたしまして 12 万円を、それぞれ減額したものでございます。また本年度は、国保連合会が権利を所有いたします、介護サービスの給付単価ソフトを介護保険事務支援システムに組み込む必要があるため、その標準マスターの使用料といたしまして、使用料及び賃借料の 2 万円を増額しております。

次に、連合会負担金、3 万 3,000 円の増加となっておりますが、これは国保連合会が、介護保険の給付事務などについて、共同処理を行うために開発をいたしました、電算処理システムの稼働に対する負担金でございますが、被保険者の増加に伴う増額でございます。

次に徴収費の賦課徴収費でございますが、229 万円の減額となっております。主な理由は、12 年度当初予算では介護保険料の徴収が、半年間猶予されたことに伴い、介護保険事務支援システムの変更作業が必要となりましたので、その経費といたしまして、委託料 299 万 3,000 円を措置していたためによるものでございます。

役務費は 60 万 8,000 円の増額となっておりますが、これは年金から天引きする特別徴収義務者に対し、保険料の仮徴収にかかわる通知や、保険料の領収通知の回数の

増によるものが主な内容でございます。

次に 8 ページをお願いいたします。総務費の介護認定審査費でございますが、9 万 8,000 円の増額となっております。主な理由は、認定審査会委員の 1 人を、町関係機関の職員に委嘱しておりましたが、任期が満了となり、新たに 2 年間の委嘱を行うに当たりまして、原則、委員全員を報酬支払いの対象と考えた予算措置を行ったものでございます。

次に、認定審査会認定調査等費ですが、10 万 9,000 円の減額となっております。主な理由は、需用費、役務費、使用料及び賃借料など、精査したことによるものでございます。

次に 9 ページの趣旨普及費でございますが、11 万 7,000 円の減額となっております。主な理由は、介護保険制度の啓発用リーフレットの精査によるものでございます。次に 2 款の保険給付費でございますが、給付費総額は 8 億 812 万 6,000 円で、9,103 万 6,000 円の増額となっております。1 目、介護サービス等諸費でございますが、この費目には、要介護 1 から 5 までの認定を受けられた被保険者に対する給付費を措置しております。

居宅介護サービス給付費でございますが、1 億 655 万 6,000 円の増額となっております。主な理由といたしまして、補正予算の際にもご説明いたしましたように、実際には住み慣れた家庭での介護サービスを希望され、利用される方が多かったことに加え、海田町や周辺地域に在宅サービスを提供する医療機関や、サービス事業者が多くあり、介護サービスを利用しやすい環境が整っていたことなどの要因が考えられます。

次に、施設介護サービス給付費でございますが、843 万 9,000 円の減額となっております。主な理由といたしまして、長期療養のため入院をしている方々が、介護保険が適用されます療養型医療施設に移行しなかったことによるものでございます。

居宅介護福祉用具購入費でございますが、100 万円の増額となっております。主な理由といたしまして、入浴補助用具や腰かけ式便座など、福祉用具の購入実績によるものでございます。

居宅介護住宅改修費でございますが、150 万円の増額となっております。主な理由といたしまして、トイレの改修や、廊下への手すりの設置など、住宅改修の申請実績によるものでございます。

居宅介護サービス計画給付費でございますが、172 万 4,000 円の増額となって

おります。増額の主な理由といたしまして、１２年度実績にサービス利用者の増加を考慮したものでございます。

次に２目、支援サービス等諸費でございますが、この費目には、要支援の認定を受けた被保険者に対する給付費を措置しております。それぞれ、１２年度の実績見込みを考慮した予算としております。

居宅支援サービス給付費でございますが、９０３万８,０００円の減額となっております。

次に、１０ページをお願いいたします。居宅支援住宅改修費でございますが、５０万円の増額となっております。

居宅支援サービス計画給付費でございますが、３１１万５,０００円の減額となっております。

次に２款、保険給付費、３項その他諸費の審査支払い手数料でございますが、レセプトの審査に要する費用で３６万８,０００円の減額となっております。１２年度の実績見込みを考慮したものでございます。

次に４項、高額介護サービス等費でございますが、７１万６,０００円の増額となっております。主な理由といたしまして、１２年度の実績見込みを考慮したものでございます。

次に、１１ページの３款、財政安定化基金拠出金でございますが、利用者本人の負担分を除きました給付費総額の０.５％を基金として拠出するもので、昨年度と同様の予算額でございます。

次に４款、基金積立金の介護給付費準備基金積立金でございますが、５４６万円の減額となっております。理由といたしまして、給付費の財源となる、第１号被保険者の保険料の剰余金を５４６万円と試算して積み立てておりましたが、１３年度は剰余金を見込まず存目としたものでございます。

次に、介護保険円滑導入基金積立金でございますが、基金からの利息、２７万１,０００円を計上しております。

次に５款、諸支出金、償還金及び還付加算金の介護保険料還付金でございますが、２０万円を計上しております。

次に６款、予備費でございますが、保険給付費の０.５％を含んでおり、１２年度当初予算と比べますと、４７万４,０００円の増額となっております。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。3ページをお願い申し上げます。

1 款の保険料の第 1 号被保険者保険料でございますが、1 2 年度当初予算と比べますと、7,497 万 7,000 円の増額となっております。増額の主な理由といたしまして、1 2 年度は、国の保険料軽減措置によりまして、本来の保険料の 4 分の 1 を徴収すればよかったものが、本年度は、4 分の 3 を徴収することになったものによるものでございます。2 款の使用料及び手数料の督促手数料でございますが、1 2 年度当初予算では、存目としておりましたが、今年度では、延べ 200 回、1 万円を措置しております。

3 款の支払基金交付金の介護給付費交付金は、第 2 号被保険者の保険料が、支払基金からの交付金として歳入するもので、3,128 万 8,000 円の増額となっております。増額の主な理由は、給付費の総額が 1 2 年度より増加したことによるものでございます。

4 ページをお願いいたします。4 款、国庫支出金、国庫負担金の介護給付費国庫負担金は、給付費総額に対しまして、20%でございます。1,896 万 3,000 円の増額となっております。

次に国庫補助金の調整交付金でございますが、本町の交付率は、3.66%で、347 万円の増額となっております。

次に事務費交付金でございますが、160 万 9,000 円の増額となっております。増額の主な理由といたしまして、対象経費の拡大によるものでございます。

5 款の、県支出金、県負担金の介護給付費県負担金は給付費総額に対しまして、12.5%でございます。1,185 万 2,000 円の増額となっております。

次に、財政安定化基金支出金の交付金でございますが、存目でございます。次の貸付金につきましても、存目でございます。

次の 5 ページ、6 款、財産収入の利子及び配当金でございますが、基金が本年の 5 月末で、満期となりますので、その利息分といたしまして、27 万 2,000 円を措置するものでございます。

7 款の繰入金の、一般会計繰入金中、節の介護給付費繰入金は、町が負担すべき法定負担分で、給付費総額に対して、12.5%、1 億 101 万 5,000 円を、一般会計から繰り入れるものでございます。1,185 万 2,000 円の増額となっております。

次の事務費等繰入金でございますが、給付費以外の事務経費総額から、国の事務費交付金など控除したものに、給付費総額に対して、0.5%を予備費として加算し、1,501 万円を一般会計から繰り入れするものでございます。310 万 8,000 円の減額

となっております。

次に、介護給付費準備繰入金でございますが、6,808万9,000円の減額となっております。次に8款の繰越金は存目でございます。

次の9款、諸収入の第1号被保険者延滞金につきましても、存目でございます。

6ページをお願いいたします。次の諸収入の過料、預金利子につきましても、存目でございます。次に、諸収入の雑入でございますが、いずれも存目でございます。以上、歳入歳出それぞれ8億3,398万4,000円とするものでございます。以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わります。

○議長（田中）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは、水道事業会計でございますが、平成13年度海田町水道事業会計予算につきましては、長期化する経済不況の中で、可能な限り経常経費を節減することはもとより、将来にわたって清浄にして安全な水を安定供給するための資本投資にも、力を注いだ予算となりました。

それでは、資料28の1ページをごらんいただきたいと思います。最初に、収益的収入の事業収益でございますが、4億7,827万4,000円と、前年度と比べまして、1,627万1,000円の減となっております。このうち、営業収益は4億4,946万3,000円で、前年度に比べ、101万4,000円の増となっておりますが、その内訳といたしましては、給水収益4億2,125万4,000円で、前年度に比べ、189万3,000円の増としております。主な理由といたしましては、一般用及び臨時用の減、業務用、湯屋用、プール用の増を見込んでおります。なお、これらは平成12年度の使用水量見込みをもとに積算いたしております。

次に、受託工事収益1,278万8,000円でございますが、前年度に比べ、469万3,000円の減となっております。その要因といたしましては、下水道工事に伴う支障箇所の減による工事収入の減でございます。次にその他営業収益の1,542万1,000円でございますが、前年度に比べ、381万4,000円の増となっております。これは、手数料及び下水道料金徴収業務受託費の増、並びに消火栓補修負担金の新設増によるものでございます。

次に営業外収益の2,881万1,000円でございますが、前年度に比べ、471万5,000円の増となっております。受取利息及び配当金、186万円、分担金2,689万円、雑収益6万1,000円のうち、分担金は前年度に比べ、432万6,000円

の増となっております。

次に2ページの収益的支出の事業費用でございますが、4億7,238万3,000円で、前年度に比べ、7万7,000円の増となっております。このうち、営業費用は3億8,844万2,000円で、前年度に比べ、187万4,000円の減となっておりますが、その内訳といたしまして、原水及び浄水費は、1億3,045万8,000円で、前年度とほぼ同額となっております。

次に、配水及び給水費でございますが、6,678万6,000円で、前年度に比べ、1,093万5,000円の増となっております。これは主に、人件費の増によるものでございます。次に、総係費でございますが、7,747万2,000円で、前年度に比べ、1,776万2,000円の減となっております。これは、職員2名分の人件費の減が主なものでございます。

次に受託工事費の1,206万5,000円でございますが、前年度に比べ、442万円の減となっております。これは、受託工事収益のときに述べましたとおり、下水道工事に伴う支障箇所の減によるものでございます。次に減価償却費9,646万円は、574万1,000円の増、資産減耗費、その他営業費用は、前年度と同額を計上しております。

次に営業外費用でございますが、7,394万1,000円は、前年度に比べ、179万7,000円の増となっております。そのうち、支払い利息及び取扱諸費、5,509万7,000円は前年度に比べ、96万円の減、繰延勘定償却553万3,000円は、330万円の増。雑支出、331万1,000円は、45万7,000円の増。消費税及び地方消費税1,000万円は、100万円の減となっております。予備費につきましては、1,000万円で、前年度と同額でございます。収益的収入予定額、4億7,827万4,000円から、収益的支出予定額、4億7,238万3,000円を差し引きし、589万1,000円の利益を予定しております。

次に3ページの資本的収入及び支出のうち、資本的収入は1億2,836万6,000円で、前年度に比べ、1,536万6,000円の減となっております。その内訳といたしましては、企業債を前年度とほぼ同額の1億円を予定しております。工事負担金は、1,436万6,000円減額の2,836万6,000円を予定しております。

次の4ページの資本的支出でございますが、3億2,338万8,000円で、前年度に比べ、949万2,000円の増額でございます。建設改良費は2億7,407万2,

000円で、前年度に比べ、2,806万2,000円の増額でございます。その内訳といたしましては、配水設備整備費が2億1,732万8,000円で、前年度に比べ、4,557万9,000円の増額となっております。工事の内訳といたしましては、配水管新設が3件、配水管の布設替えが7件、下水道関連の移設が4件を予定しております。なお、工事箇所につきましては、資料41に掲示しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次にメーター費でございますが77万2,000円と、前年度に比べ、19万5,000円の増でございます。

次に取水設備整備費の568万1,000円は、前年度に比べ、370万7,000円の増でございます。国信取水井水源調査等、改修工事实施設計の委託を予定しております。

次に浄水設備整備費、4,924万5,000円でございますが、老朽化が進んでおります、蟹原浄水場の受変電設備改良と、国信浄水場送水流量計の取りかえ工事を予定しております。

次に固定資産購入費104万6,000円は、浄水場に軽トラックを1台、新規に購入するものでございます。

企業債償還金4,931万6,000円は、47万円の減額となっております。

資本的支出予定額3億2,338万8,000円に対し、資本的収入予定額1億2,836万6,000円の不足額、1億9,522万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,825万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億719万3,000円、建設改良積立金4,915万5,000円及び、当年度分消費税資本的収支調整額1,041万8,000円で補てんする予定でございます。

以上、予算実施計画をもとに説明いたしましたが、資金計画については、5ページに、給与費明細書につきましては、6ページから11ページに、前年度分の予定損益計算書につきましては、12ページから13ページに、前年度分と当年度分の予定貸借対照表につきましては、14ページから23ページに、それぞれ載せております。また予算の概要、収入及び支出の見積もり基礎等につきましては、資料29に載せておりますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、第26号議案をごらんいただきたいと思います。第2条の業務の予定量といたしまして、給水戸数1万1,824戸、年間総配水量、417万1,000立法メー

トル、1日平均配水量1万1,427立法メートルを予定しております。また、主な建設改良工事といたしましては、配水設備整備費が2億1,732万8,000円、取水設備整備費が568万1,000円、浄水設備整備費4,924万5,000円を予定しております。第3条の収益的収入及び支出でございますが、水道事業収益4億7,827万4,000円、水道事業費用4億7,238万3,000円を予定しております。第4条の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入1億2,836万6,000円、資本的支出3億2,338万8,000円を予定しております。第5条といたしまして、企業債を1億円予定させていただいております。借入利率6.5%以内で、償還の方法といたしましては、借り入れ先の融資条件ということにしています。第6条で、一時借入金限度額といたしまして、5,000万円を予定しております。第7条でございますが、ここでは議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、職員給与費、交際費をここに記載しております。第8条といたしまして、棚卸し資産の購入限度額を2,549万1,000円と定めるものでございます。以上、簡単ではございますが、平成13年度水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（田中）以上で、全議案の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）この際、議長よりお諮りをいたします。第17号議案、海田町真田会館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定についてから、第26号議案、平成13年度海田町水道事業会計予算までの10議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、第17号議案から第26号議案までの10議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することと決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から特別委員を辞退させていただきたいので、ご了承をお願いいたします。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、議長は特別委員を辞退することと決めます。

この際、設置されました予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。委員の皆さんは、委員会室にて委員長・副委員長の互選を行い、議長に報告をお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 2 時 1 2 分 休憩

午後 2 時 2 4 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（田中）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいま予算審査特別委員会の委員長に河野さん、副委員長に宮坂さん、と決定しておりますので、ご報告いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（田中）日程第 1 2、発議第 1 号、海田町議会政務調査費の交付に関する条例の制定についてを議題といたします。案文については、お手元に配付しているとおりでございます。本案については、提出者が全員ですので、質疑討論を省略いたします。

これより、発議第 1 号について採決をいたします。お諮りいたします。発議第 1 号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、発議第 1 号については原案のとおり、これを決します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（田中）日程第 1 3、発議第 2 号、マツダに中期計画の見直しを要請することを求める意見書案についてを議題といたします。案文については、お手元に配付しているとおりでございます。提出者から、提案理由の説明を求めます。佐中さん。

○15 番（佐中）提出者を代表して、提案理由の説明をいたします。読み上げて、説明にかえさせていただきます。マツダに中期計画の見直しを要請することを求める意見書。平成 12 年 11 月 17 日、マツダは 9 月の中期決算が赤字になったことを理由に、中期計画を発表いたしました。計画は 1、1,800 人の希望退職者の募集、2、海外生産の計画、3、宇品第 2 工場の閉鎖を中心とするものとなっており、県下全域に衝撃が走りました。広島県下の鉱工業出荷額の 2 割は、自動車産業によるものであり、その大半をマツダ関連が占めていることを考えれば、一民間企業の合理化計画とはいえ、広島県経

済に多大な影響をもたらす重大な問題であります。

海田町においても、マツダ関連の仕事が8割から9割を占めるといわれている、従業員数300～400を超える事業所や、その下請けなど、マツダ関連の事業所があり、この計画がそのとおり実行されれば、当町の経済と雇用に多大な影響をもたらす可能性は大であります。また、少なからず、自治体が同様な状況におかれているであろうことは、容易に予想できることであります。

よって、広島県におかれては、県下の経済と雇用を守る立場から、以下のことに取り組まれるよう求めるものであります。1、今回の中期計画が、広島県経済に与える影響を調査し、それを公表すること。2、マツダに対して、中期計画を見直しするよう要請すること。3、関連事業所の仕事と雇用を守るため、関連事業所の話や要望を聞き、その実現のために努力すること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

○議長（田中）以上で説明を終わります。これより、質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、発議第2号について、採決いたします。お諮りいたします。発議第2号については、原案のとおり決するに、賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（田中）起立少数です。よって、発議第2号については、否決されました。

この際、お諮りいたします。平成13年度予算審査特別委員会等の審査のため、2月17日から2月25日までの9日間、休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、2月17日から2月25日までの、9日間の休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日は、これにて散会といたします。大変お疲れさまでございました。

午後 2 時 3 0 分 散会